

概  
觀  
日  
濠  
問  
題

大  
谷  
敏  
治

## 目次

- 一 序——世界貿易に於ける東南洋の地位と日本
- 二 日濠關係の發展
  - A 日濠關係の過去
  - B 日濠關係の發展
- 三 日濠問題の現在
- 四 日濠問題の將來
- 五 結——日濠問題の背後にあるもの

本稿は、今春脱稿、筆者が官命によつて航海練習船海王丸に便乗、五月二日東京出帆、濠洲へ向ふ途次、本論文集の原稿締切日とせられた昭和十一年五月三十一日に間に合はすべく、南洋委任統治領アンガウル島より、送られたものである。日濠間の事態はその後、濠洲の禁止的高率關稅・輸入許可制の實施、吾が國の通商擁護法の發動によつて、全く決裂し、幾度か商議再開を傳へられつゝ、未だ何等の具體的進展を見ない實狀である。従つて今は時論としての意味をさへ失つた本稿が、本論集に採録せられたのは、全く編輯者の厚誼によるのであつて、筆者としてはたゞ、本稿に開陳せるような日濠問題理解の觀點を將來に生かしたいと、ひそかに期するばかりである。

一 序——世界貿易に於ける東南洋の地位と日本

一九二九年より一九三二年に至る世界貿易を、各洲別の分布に、百分比で観ると次ぎの如くである。<sup>1)</sup>

		東南洋	亞細亞	太平洋	歐羅巴	アメリカ	アフリカ
		%	%	%	%	%	%
輸出	1929	17.8	15.1	2.7	48.6	29.1	4.5
	1930	16.8	14.3	2.5	52.2	26.4	4.6
	1931	16.5	13.9	2.6	53.4	25.1	5.0
	1932	16.8	13.7	3.1	51.1	25.7	6.4
輸入	1929	16.2	13.5	2.7	55.4	23.6	4.8
	1930	15.1	12.7	2.4	58.3	21.5	5.1
	1931	14.6	13.0	1.6	61.1	18.9	5.4
	1932	15.5	13.5	2.0	60.7	18.1	5.7
輸出入	1929	17.0	14.3	2.7	52.1	26.2	4.7
	1930	15.9	13.5	2.4	55.4	23.8	4.9
	1931	15.4	13.4	2.0	57.5	21.9	5.2
	1932	16.1	13.6	2.5	56.1	21.8	6.0

いま右の表に於いて、一九二九年と一九三二年とを較べると、東南洋は輸出に於いて一七・八%から一六・八%へ、輸入に於いて一六・二%から一五・五%へ、輸出入全體として一七・〇%から一六・一%へ、夫れぞれ減少しておつて、歐羅巴の夫れ等が四八・六%から五一・一%へ、五五・四から六〇・七%へ、五二・一%から五六・〇%へ増大しておるのに比して、世界貿易からの東南洋の後退を示すものゝ如くである。然かしながらいふまでもなく、一九二九年より一九三二年に至る數年は謂ゆる世界恐慌の進行した時であつて、一九二八年の農業恐慌に端を發した資本主義經濟の矛盾の發展は、先づ小

麥・米・砂糖・棉花・羊毛・生糸・護謨・錫等の食料及び原料品の價格の非常な低落に始つて漸次に工業生産

1) 三菱經濟研究所・「東洋及南洋諸國の國際貿易と日本の地位」再版、昭和八年刊、第一篇 東南洋貿易概觀中の諸表より作成。

品に及び、しかも常に謂ゆる缺状價格差を示したが故に、前記食料及び原料品の主要産地たる東南洋諸國の貿易が、少くも一九三二年まではその相互間の貿易のなほ好調を維持しえた舊工業國歐羅巴諸國の貿易に較べて、より大きく萎縮せざるをえなかつたことは當然である。従つて前表に現はれたような、東南洋貿易の世界貿易に占める割合の、この恐慌過程に於ける減退も、他の諸洲に較べると、相對的には寧ろ緩であつたことが看取

		東南洋	亞細亞	太平洋	歐羅巴	アメリカ	アフリカ
		%	%	%	%	%	%
輸出	1913—	15.4	12.7	2.7	55.2	24.9	4.5
	1925—	21.4	18.1	3.3	45.3	29.0	4.3
	1929—	17.8	15.1	2.7	48.6	29.1	4.5
	1932	16.8	13.7	3.1	51.1	25.7	6.4
輸入	1913—	14.4	11.9	2.5	61.6	20.0	4.0
	1925—	17.0	14.0	3.0	55.9	23.0	4.1
	1929—	16.2	13.5	2.7	55.4	23.6	4.8
	1932	15.5	13.5	2.0	60.7	18.1	5.7
輸出入	1913—	14.9	12.3	2.6	58.5	22.3	4.3
	1925—	19.1	16.0	3.1	50.8	25.9	4.2
	1929—	17.0	14.3	2.7	52.1	26.2	4.7
	1932	16.1	13.6	2.5	56.1	21.8	6.0

される。即ち恐慌の最も深刻を極めた年一九三二年に於いては、世界貿易は前年一九三一年に比し全體として三三%の減退であつたが、この推移は歐羅巴貿易の三四・七%減、歐羅巴以外の貿易の三一・七%減の結果であり、しかもこの内東南洋貿易の減退は二八・九%（輸出二九・四%、輸入二八・四%）であつたのみならず、世界貿易に占むる割合に於いては、一九三二年に於いて歐羅巴が前年の五七・五%から五六・一%に、アメリカが二一・九%から二一・八%に、夫れぞれ減退したにかゝはらず、東南洋は却つて一五・四名から一六・一%に増加して居る。のみならず之れを歐洲大戰前の各洲が世界貿易に占

めた割合に較べると前表のように、歐羅巴は五八・五%から五一・六%へ二・四%の減退をなしたにかゝはらず、東南洋は却つて一四・九%から一六・一%へ一・二%の増加を示して、若き植民地の世界貿易への發展を如實に示して居る。<sup>3)</sup>

然からば世界貿易に於ける東南洋のかゝる發展は如何なる方向にむかつてなされたか。それは素とより、東

			東南洋	歐羅巴	アメリカ	アフリカ	合計 (不明を含む その他を含む)
輸 出	1929	金額	2,008	1,979	1,281	148	5,442
		割合	36.9	36.4	23.5	2.7	100.0
	1930	金額	1,516	1,511	822	116	3,994
		割合	38.0	37.8	20.6	2.9	100.0
	1931	金額	1,032	1,054	563	52	2,749
		割合	37.5	38.3	20.5	3.0	100.0
輸 入	1929	金額	2,085	2,068	1,089	52	5,320
		割合	39.2	38.9	20.5	1.0	100.0
	1930	金額	1,621	1,479	759	49	3,929
		割合	41.3	37.6	19.3	1.2	100.0
	1931	金額	1,155	934	528	37	2,675
		割合	43.2	34.9	19.7	1.4	100.0

(金額の單位は百萬弗、尙ほ東南洋には  
土耳其の全部を含む)

南洋各國の地理的・政治的・經濟的その他の諸事情によつて著しく異なるけれども、大體に於いて、之れ等東南洋諸國相互間の貿易と對歐羅巴貿易とが略々對等の關係に於いて最も重きをなし、對アメリカ貿易が之れに次いで居る。そして少くともその輸入に於いては近時對東南洋が對歐羅巴を凌ぎ、南部亞細亞及び太平洋の英國諸領並に西部亞細亞の諸國比律賓を除く諸國に於いては、輸出入に於いても東南洋相互間の貿易が斷然優位を占め、英領諸國の内でも、香港や馬來の如きは對歐羅巴よりも寧ろ對東南洋諸國の關係が一層緊密で

3) 三菱經濟研究所・前掲書第一篇收載の諸表より作成。

ある。いま東南洋に於ける主要國たる日本・支那・英印・蘭印・馬來・暹羅・比律賓・佛印・波斯・土耳其・濠洲及び新西蘭十二ヶ國——その貿易額は東南洋全貿易の九割を占む——の輸出入を合計して其の方向を洲別に大觀すれば前表の通りである。<sup>4)</sup>

このように世界貿易上に全體として著しい發展を示した東南洋の貿易は、その貿易の方向に於いても又た對東南洋に於いて特に顯著な發達を遂げたのであるが、米國及び加奈陀も亦之れに對應して對東南洋の方向にその貿易を伸ばしたと次表の示すところである。<sup>5)</sup>

		米 國		
		東南洋 方 面	アメリ カ 方 面	歐羅巴 方 面
輸 出	1913	% 4.4	% 30.0	% 41.6
	1925	13.5	31.4	41.3
	1929	15.9		
	1930	15.9		
	1931	17.6		
	1932	20.4		
輸 入	1913	17.6	31.9	67.8
	1925	33.0	35.5	71.4
	1929	30.4		
	1930	29.0		
	1931	28.4		
	1932	27.7		

		加 奈 陀		
		東南洋 方 面	アメリ カ 方 面	歐羅巴 方 面
輸 出	1913	% 2.7	% 41.6	% 54.7
	1925	8.4	41.3	49.3
輸 入	1913	2.9	67.8	29.2
	1925	4.4	71.4	24.1

以上の分析から我等は次の事實を知ることが出来る。即ち歐洲大戰を契機として世界貿易に占むる東南洋の地位が大いに重大となつたこと、この東南洋の貿易の進展は對歐羅巴に向つてよりも寧ろ對東南洋諸國に向つ

4) 三菱經濟研究所・前掲書 p. 9.  
5) 三菱經濟研究所・前掲書 pp. 3, 14, 15 收載の諸表より作成す。米國の輸出には再輸出を含む。起稿場所の關係上統計書不備にて米國には1929年以降の對歐羅巴及びアメリカの輸出入比率、加奈陀については1929年以降の全部の數字を算出しせず。

て成し遂げられたこと、米國及び加奈陀の貿易も又たこの東南洋に向つて大いに伸びたこと、従つて世界の貿易は太平洋を中心として非常に發展したこと。

いま、歐洲大戰を契機として世界の貿易はその構造を變化したと一般にいはれるのであるが、以上の事實は正にその様相の一つであつて、謂ゆる「西洋の没落」がある人々の信する如くに直ちに「東への復歸」であるかどうかは、筆者は知らないが、少くも通商貿易の舞臺に於いては、太平洋中心の時代が現出しつゝあることは、否むべくもない。

世界貿易の上に占むる東南洋の地位は上に述べた如くであるが、然らば、この東南洋との貿易に於いて、世界の主要工業國はどのような地位を占めて居るか。東南洋貿易の上に於いて最も重要な主要工業國は、英・米・日・獨・次いで佛・蘭・伊・白の諸國であるが、之れ等諸國の東南洋への輸出若しくは東南洋よりの輸入が、東南洋の輸入又は輸出の總額に對して如何なる割合にあるか、換言すれば、之れ等の諸國が東南洋貿易上どんな地位にあるかを次の表に見よう。<sup>6)</sup>

6) 三菱經濟研究所・前掲書 pp. 12—13. 貿易額に於いては印・支・濠の東南洋諸國が佛・蘭・伊・白の諸國以上又は同等の地位を有つが、工原國に共通な全製品の輸出、原料品又は食料品の輸入といふ點から見ておのづから關係を異にする。

1932	1913	1929	1930	1931	1932	1913	1929	1930	1931	1932
入	輸 出					輸 出 入 總 計				
2,127	2,753	5,810	4,368	3,065	2,120	5,517	11,521	8,700	6,051	4,247
出	輸 入					輸 出 入 總 計				
373.1	858.6	1,280.6	1,047.3	787.9	597.7	1,770.3	2,447.9	1,834.6	1,242.8	970.8
17.5	31.2	22.0	24.0	25.7	28.2	32.1	21.2	21.1	20.5	22.9
328.7	325.1	1,335.8	886.9	592.8	369.5	534.2	2,167.6	1,439.6	1,020.5	698.2
15.5	11.8	23.0	20.3	19.3	17.4	9.7	18.8	16.5	16.9	16.4
211.2 (375.2)	194.3	553.6	396.8	320.9	177.7 (315.6)	338.4	1,059.2	772.4	591.1	388.9 (690.8)
9.9 (17.6)	7.1	9.5	9.1	10.5	8.4 (14.9)	6.1	9.2	8.9	9.8	9.2 (16.3)
101.0	345.6	465.6	345.6	233.0	166.5	524.0	737.8	552.5	393.9	267.5
4.7	12.6	8.0	7.9	7.6	7.9	9.5	6.4	6.4	6.5	6.3
53.7	不詳	362.2	247.3	154.8	113.7	不詳	482.1	339.6	219.5	167.4
2.5	不詳	6.2	5.7	5.1	5.4	不詳	4.2	3.9	3.6	3.9
29.3	不詳	103.0	80.2	60.1	40.6	不詳	211.9	164.7	116.1	69.9
1.4	不詳	1.8	1.8	2.0	1.9	不詳	1.8	1.9	1.9	1.6
30.2	不詳	132.1	148.0	72.3	46.8	不詳	213.5	197.9	118.7	77.0
1.4	不詳	2.3	3.4	2.4	2.2	不詳	1.9	2.3	2.0	1.8

平均相場、括弧をせるは平價換算、尚ほ他の年度はすべて平價)

上の表を観ると、戦前に於いて東南洋の貿易首座を占めて居たものは英國である。即ち英國は戦前東南洋貿易の三割二分を、特に輸出に於いては三分の一—三割三分一を占めて居たが、戦後米國及び日本が日醒しい進出をして英國に迫り、一九二九年以降三年間の平均では、英國の二一%に對し米國一七・六%、日本九・二%、獨乙六・四%となり、輸出のみについていへば、英國一八・五%、米國一三・九%、日本八・八%、獨乙四・九%となり、然かも英國及びその他の諸國は一九二九年以降漸

ほ輸出は九・九%を占め、若し平價を以つて計算するならば、實に英國を凌駕して一七・六%となるのである。以つて世界貿易上の太平洋時代に於ける日本の躍進振りを看ることが出来る。

次に前記の主要工業國の貿易の中で東南洋の貿易がどのような重要度をもつかを日・英・米の三國について観ると、

年次	1913	1929	1930	1931
東南洋の總額	輸			
	2,764	5,711	4,332	2,986
主要國の對東南洋總額	輸			
	英國	911.7	1,167.3	787.3
%	33.0	20.4	18.2	15.2
米國	209.1	831.8	552.7	427.7
%	7.6	14.6	12.8	14.3
日本	144.1	505.6	375.6	270.2
%	5.2	8.9	8.7	9.0
獨乙	178.4	272.2	206.9	160.9
%	6.5	4.8	4.8	5.4
佛國	不詳	119.9	92.3	64.7
%	不詳	2.1	2.1	2.2
和蘭	不詳	108.9	84.5	56.0
%	不詳	1.9	2.0	1.9
伊太利	不詳	81.4	49.9	46.4
%	不詳	1.4	1.2	1.6

(單位百萬弗、日本欄の1932年分は對米爲替)

次後退し、一九三一年に於いて最も不振を極め(英國のこの年の輸出は一五・二%)、一九三二年に及んで辛うじて若干の恢復を示しえたにかゝはらず(英國のこの年の輸出は一七・五%)、獨り日本のみは輸出入ともに常に上進し、一九三二年に於いては、その低落せる爲替を斟酌して金に換算しても尙

7) 1929年對米爲替平均相場による。

8) 三菱經濟研究所・前掲書 pp. 14—15より作成、日・英・米の三國に限れるは繁をさけて本稿に關係ある三國をとりたるのみ。

1930	1931	1932	1913	1929	1930	1931	1932
日 本 (單位千圓)							
1,518,614	1,179,211	1,457,296	778,607	2,388,548	1,680,294	1,319,408	1,524,529
753,605	542,019	752,793	389,848	1,110,532	796,056	643,731	633,128
49.6	46.0	51.7	50.1	46.5	47.4	48.8	41.5
英 國 (單位千磅)							
657,591 (570,755)	454,489 (390,622)	416,051 (365,138)	768,735	1,220,765	1,043,975	861,253	703,133
161,770 (157,627)	100,330 (97,271)	106,477 (104,288)	176,419	263,144	215,212	173,795	170,547
24.6 (27.6)	22.1 (24.9)	25.6 (28.6)	22.9	21.6	20.6	20.2	24.3
米 國 (單位千弗)							
3,483,181	2,424,289	1,612,306	1,813,008	4,399,361	3,060,908	2,090,635	1,332,745
552,669	427,695	328,655	325,093	1,335,805	886,864	592,826	369,537
15.9	17.6	20.4	17.9	30.4	29.0	28.4	27.7

即ち英國は一九二六年より一九二九年に至る貿易好調期に於いては、その輸出の約三割を東南洋に向け、その輸入の一割八分見當を此處より受け、一九三〇年以降の貿易減退期に入つてからは、その減退の割合は、歐羅巴に對してよりも東南洋に對する部分に於いて大きく、一九三二年の東南洋への輸出は、同國輸出全體の二割五分に當る。米國は、輸出は歐羅巴、アメリカ及び東南洋の順序に、輸入はアメリカに次いで歐羅巴と東南洋とに略々等分に分布し、東南洋に對する貿易は輸出よりも輸入に於いて割合が大きく、一九二九年以降その割合は漸減しては居るが一九三二年に於いても尙ほ二割七分を下らず、輸出は相對的に漸増して一九三二年には二割に上

年次	1913	1929
總額	650,967	2,217,579
對東南洋	289,187	1,014,263
%	44.4	45.7
總額	634,820 (525,245)	839,051 (729,349)
對東南洋	187,338 (180,155)	239,856 (234,186)
%	29.5 (34.3)	28.6 (32.1)
總額	2,465,884	5,240,935
對東南洋	209,094	831,771
%	8.5	15.9

つた。日本は、輸出に於いても輸入に於いても、對東南洋貿易は、同國輸出輸入全體の四割以上を占め、一九三二年に於いては輸入は一九三一年度の四割八分から四割一分に減少したが、輸出に於いては前年の四割六分から五割一分に飛躍して居る。

洲大戰を契機として觸發された世界貿易の構造變化の過程に於いて、東南洋は大いにその重要度をまして、貿易上の太平洋中心時代を現出した。此の太平洋貿易に参加する世界主要工業國の重要度は、英・米・日の順序であるが、英國が漸次に後退の傾向にあるに對して、日本が次第にその壘に迫り、特に輸出に於いては將に英國を凌がんとする形勢を示して來た。そして之れ等主要工業國自身の貿易の中で東南洋の占むる地位を觀ると各國とも夫れぞれ重要ではあるが、就中日本については、東南洋貿易はこの貿易全體の約半ばを占めて居る。以上の事實は貿易上の太平洋中心時代の花形が日本であり、そして又た對東南洋の貿易が日本自身にとつても正に「海の生命線」たることを明かにして居る。

思へば一九二八—九年、世界の資本主義經濟が、免がれがたき運動の一過程として、世界恐慌を以つて呼ば

るゝ程の不況に没入しいつて、世界貿易全體も亦極度の不振を極め、各國ともにその國內購買力の減退と海外市場の喪失とに、失業の累増、商品の堆積とに悩んだ間に、獨り日本のみは新たに興るものゝ勇しさを以つて、*Made in Japan*の旗をかかざし、世界の商品市場の隅々まで行き到らぬくまもないありさまであつた。かくの如き日本商品の進出が、その低落せる貨幣價值低爲替のためであるか、將た又た、嘗つての不況時代に必死になされた産業の合理化の結果であるか夫れとも一度は云爲せられた *social dumping* の結果であるか、筆者は知らない、たゞ筆者は本稿の序として、日本の世界貿易に——特に東南洋貿易に於ける文字通り目醒しき進出と頓に加へたその重要性とを指摘すれば足る。

ところで一九三二年は、世界恐慌が最も深刻を極めた年でもあるが、同時に、世界各國が倫敦經濟會議の事實上の失敗を轉機として、各國協調の不況克服策から、各國ブロック形成アウタルキーへ轉向した年でもある。之れを貨幣信用の政策からいへば、世界協調信用維持爲替の安定策から爲替の低落インフレーション政策への推移である、之れを貿易政策の上からいへば、關稅の引上、報復關稅の實施等の商業政策から爲替管理輸入の割當・許可制度等への直接管理に移行し、最惠國約款を基調とする通商政策から求償貿易主義等の政治的協商への轉向である。かゝる情勢の下に、英・米・獨・佛・蘭・伊・日等の諸工業國が海外市場の維持獲得に狂奔し、自國商品の進出の爲にはあらゆる便宜を、對手國商品の沮止の爲には通商障害のあらゆる新機軸を、考案實施する爲に一日の先を争ふたことはいふまでもない。分けても東南洋の市場の防衛或ひは開拓の爲

には、等しくその對象を日本において、如何にしてこの日本商品の浸透を防がんかと工夫するものゝ如くであつた。そして之れに對應する日本の對策、そのための偵察・商議・會談、日本綿業を視察するランカシャーの使節といひ、日印の會商・日蘭の豫備會商といふ、この數年の間にとりあげらるゝ諸問題は、比々としてみながらからざるはない。然かり而して本稿概觀するところの日濠問題、また正にこの一つに屬する。

然かしながらこの日本の進出から受くる影響は、東南洋諸國にとつても又た世界の主要工業國にとつても、國によつて異なる、ひとしく東南洋といつても、東は滿洲・支那、西は土耳其・波斯、南は英領印度・蘭領印度さては濠洲・新西蘭とその地方によつて異なる、又た之れ等の諸地方と結びつく主要工業國の國によつても異なる、そして最後に——然しながら決して最小にはなしに——之れ等主要工業國の受くる影響とこの工業國に繋る東南洋地方の受くる影響とは、その繋り方の特殊性に従つておのづから異なる筈である。例へば、關東州・滿洲・支那香港を含む東部亞細亞との貿易は、輸出に於いては日本は内地分だけでも米・英・獨三ヶ國の合計に匹敵する日本の獨壇場である、従つて英・米等は單に此の市場の門戶解放を叫ぶにとゞまる。之れに反して土耳其・波斯等を含む西部亞細亞については、元來英國の、之れに次いでは獨・佛・伊等の競争市場であつて、日本は近年輸出に於いて累増し一九三二年の如き二千五百萬圓に垂んとして主要競争國に列し、日本として最も注目すべき新市場ではあるが、尙ほ他の諸國にとつては意を安んじてその市場たるを揚言するに足る地方である。然かるに英領印度・海峽植民地及び馬來並びに蘭領印度等を含む南部亞細亞での關係は少しく複雑を極

める。元來此の地方にては英國が永年斷然第一位を占め、特に印度は至寶沙翁と比せられた程の重要市場であるが、英國の地位は既に昔日のものでなく、新進日本は歐洲大戰後は早くも米國と比肩して第二位を争ひ、一九三二年には米國を抜いて英國に迫り、流石剛腹のランカシャーの人々をして不安と焦燥とを感じしむるに至つたのである。世界の寶庫爪哇を中心とする蘭領印度は久しきにわたり和蘭女王の寶石であつた、然かし和蘭の此の地方貿易に占める割合は、輸出入とも二割に満たず、之に次ぐものは、同地方への輸入については日・英・米・獨・英印度、同地方からの輸出にあつては米・英・英印度・英・日等が夫れぞれ重要な地位を占めて居た。そして同地方への輸出に於いて他の諸國が夫れぞれ激減したなかに、獨り日本のみは著しく増進して一九三二年には遂に和蘭を壓倒して第一位となり、この形勢は更に加重せらるゝ傾向にある。

以上のような地方別による特殊事情は、均しく日本の進出から受ける影響を、此の地方と密接に結びつく工業國をして夫れぞれ特殊の意味と重要度とに於いて感受せしめる、況んや、之れ等母國たる工業國の受くる影響とその支配の下にある地方の受くる影響とは必ずしも同一ではなく、又た必ずしもその方向を同じくもしない、いな同じ地方であつても母國との聯繫の性質及び滲度によつて——例へば母國の金融資本の支配の下にあるものと一般消費者と——夫れぞれの立場に於いて日本の進出を恐怖し或ひは歓迎せしめるでもあらう。

本稿は最近頻りに喧傳される日濠問題を概観して、之れを分析整理することによつて問題の底を流るゝ基本的な潮流を探り、此の問題が他の諸問題例へば日印・日加會商などとの間に有つ普遍性と特殊性とを抽出し

て、能ふべくんばその歸趨をも判じたい、但し筆者はかゝる仕事には全く熟さない、加へて執筆の場所が文献参照を文字通り不可能ならしめる、たゞ筆者は今ま世界に誇る four masted Barque clipper 海王丸に便乗して南十字星の下を一路南へ航しつゝある、往くてには嘗つての pioneer, Captain Cook が、Captain Lenox が疾驅縦横した南の海の島々が横はつて居る。此の行を生かし日本の行く途を考へることを怠るは、正に seeker としての懈怠と信じて敢えて此の稿を作る、誤つて後叱せられむはもとより冀ふところである。

## 二 日濠問題の發展

昭和九年（一九三四年）五月十日濠洲聯邦政府副總理兼外相 John Creig Latham は、濠洲極東親善使節の首席として、隨員並びに特派新聞記者を従へ來朝した。この一行は蘭領印度・馬來・佛領印度・支那・香港・支那を経て日本を訪問し比律賓を経て歸國したのではあつたが、その主要なる訪問先が日本であつたことは、前後の事情から見て疑ふ餘地なく、且つこの一行は、濠洲聯邦政府として、「最初に海外に派遣せる外交的性質を帯びた使節」であり、大英帝國の各自治領は、適當と認むる場合に於いては、外國へ使節を派遣する權能有し、この權能を行使した例は數回あるが、「濠洲としては、未だ嘗つてこの權能を行使したことなく、」又た「大英帝國の自治領にして、この特殊の性質を有する使節を海外へ任命派遣した先例はない」<sup>1)</sup>點に於いて、頗

1) J. C. Latham の復命書の一句。日濠協會・「濠洲極東親善使節レターサム閣下の復命書抄譯」昭和十年二月刊、三頁。但し傍點は筆者。

る注目に値する。この故に、一行のうち二三の者が大日本帝國 兩陛下に拜謁仰付けられ、又た或る者が宮中に於いて賜餐の榮に浴したことは觸るゝも畏し、帝國政府總理大臣その他各大臣、東京市長等の招宴並びに商工業代表團體等の歓迎は懇篤懇懃を極はめ、日本の最も有力なる新聞紙の一は一行の爲に特に十二頁に及ぶ特別號を發行し、一外字新聞も亦同様の意味の記念號を出版した。越えて昭和十年（一九三五年）七月日本帝國政府は、特命全權大使出淵勝次を濠洲へ答禮親善使節として派遣、同大使一行は、九月濠洲に入るや、「國務大臣の一名は常に接伴官として行を共にし、總督知事の賓客として」、官民の熱烈なる歓迎を受けた。

然るに、昭和十一年（一九三六年）三月初旬の日本諸新聞は一齊に、「豫て懸案の日濠會商は、近來順調に進行し、日濠通商協定の成立も間近にあるものと豫想されたるところ、最近に至つて濠洲側は從來の態度を一變し、日本側の要求に對し硬化しつゝあり、會商の前途頗る困難」と傳へ、<sup>3)</sup> 同年三月十九日「The Sydney Morning Herald」紙は、かゝる濠洲政府の態度に對し、New South Wales 州綿羊協會々長 J. P. Abbott は「年に百萬の人口を増加する日本をして、海外移民を許さず且つその商品をも買はぬとするならば、残るは戦争のみ、太平洋に於ける血の戦のみ——this is war, and bloody war, in the Pacific.——と激越なる言葉を以つて抗議を提出し、「政府のかゝる狂人じみた行動——this act of madness——を阻止するは、啻に羊毛生産者としてのみならず、愛國的濠洲人としても正に本協會員の爲すべき義務である」と斷じたと傳へる。<sup>4)</sup>

濠洲政府にかゝる意圖のなきことは、直ちに、Minister of Trade, Sir Henry Gullett によつて、下院に於て

- 2) 昭和十年十一月九日、日濠協會主催遣濠答禮親善使節出淵大使歡迎會席上に於ける同大使の挨拶。日濠協會昭和十年度第八回總會々務報告、昭和十一年四月刊、二一頁。
- 3) 東京朝日新聞、昭和十一年三月八日所載記事の一部。
- 4) Sydney Morning Herald, March 19, 1936, 掲載の記事、Trade Quotas on Japanese Goods—Graziers Protest 中の一句。

て言明せられ、「J. P. Abbott の如き有力なる人物により『かゝる無責任且つ危険なる言葉——such irresponsible and dangerous language——』の用ひられたるを悲しむ」旨附け加へられ、且つ下院反對黨領袖 Ford の質問に對して、「日本との通商協定につき、濠洲政府の態度に何等の變化なく、商議は現在に於いても順調に進捗し、かゝる愚かしき言葉——such foolish language——を肯ふような事態は何等存在しない」と答辯された<sup>5)</sup>。然かし濠洲政府筋のこの辯明あるにかゝはらず、日濠間の事態の必らずしも太平洋の名に値せざるは、同年五月八日、日本に於ける有力なる團體の一つ日濠協會が、會長男爵阪谷芳郎の名を以つて、濠洲側の不信なる態度につき嚴重な警告抗議を提出すべく、聲明書を發表することに決定した<sup>6)</sup>ことによつても察せられる。

凡そ個人の場合たると國家團體の場合たるとを問はず、交はりの密にして親なる時に於いて、特に親善を強調する要はない。夫れを叫び夫れを求むるは、正に疎にして遠き交はりを、敢えて近からしめんと努力するか、或ひは又た、嘗つて親善なりしところのもの今や何事か困難なるを包藏するかの孰れか一つであらねばならぬ。日濠間の國際關係、交はり結んで何年たるかを知らず、人の往來相互の交觀今よりも繁きは<sup>7)</sup>ない。にもかゝはらず謂ゆる親善使節の gesture を必要とし、その gesture の蔭に急なること太平洋を流るゝ海流よりも甚しきものを潜む、之れが是れ、正に現在の日濠間の關係である。項を改めて日濠關係の過去を叙べ、現在の問題の實相に觸れよう。

- 5) Sydney Morning Herald, March 20, 1936, 掲載記事 Trade with Japan: Sir Henry Gullett's Reply to Graziers 中の一句。
- 6) 昭和十年五月八日、東京放送局ニュース。
- 7) 繁を避けて擧げず、詳しくは日濠協會備ふるところの日誌を見よ。

## A 日濠關係の過去

一九〇一年（明治三十四年）一月一日を以つて、六個の自治植民地 colonies と一個の territory との合聯によつて成立した濠洲聯邦 Commonwealth of Australia は、南北は南緯十度四十一分から三十九度八分まで、東西は東經百十三度九分から百五十三度三十九分に至る謂ゆる濠洲大陸を中心とするものであつて、その位置は赤道を隔てゝ恰かも我が邦と對蹠的な地點にある。この故に豊臣・徳川の頃短軻輕舟によつて南の海遙かに進出した當時の日本民族も、長鞭この地點までは及ばず、日濠間の交渉は遙かにおくれて最近世まで持ち越された。いな濠洲自身が久しい間 Terror Australia の名を以つて呼ばれ、十五世紀末からスペイン・ポルトガル・和蘭人等によつて屢々遠征の對象とせられたにかゝはらず、世界の歴史に明確に記録せられたのは、一七七〇年四月二〇日 Captain James Cook が、その名もゆかしき Resolution 號を操つて現在の Sydney 近くの Botany Bay に上陸し、同年八月二十三日を以つて東部濠洲の領有を正式に George 第三世の名に於いて宣言した時に始まる。かくの如くに發見に於いて遅れた南方の新大陸は、植民開拓の歴史に於いても更に遅れた。即ち當時英本國は内外事多く、殊に米國獨立戰爭などあつて南洋の新大陸を顧みる遑もなく、Arther Phillip に率ゐらるゝ“first fleet”が七一七人の流刑の徒をのせて第一回植民の旅にのぼり Botany Bay に上陸したのは、實に Cook の發見におくるゝ十有八年、一七八八年一月二十六日であり、<sup>10)</sup>この年を以つて濠洲に於ける最

8) Official Year Book of the Commonwealth of Australia, 1933, (No. 27—1934), Commonwealth Bureau of Census and Statistics, Canberra, Australia, p. 1 及び p. 33.

9) Ibid., p. xxv.

10) Edward Shann, An Economic History of Australia, 1930, Cambridge Univ. Press, p. 3 & p. 5, Official Year Book, No. 27, p. xxv.

初の小麦・大麦が耕作され葡萄が栽培せられたのである。<sup>11)</sup> 緬羊の飼育羊毛の生産に至つては更に遅い、即ち現在世界最大の羊毛生産地を以つて謳はるゝ濠洲も、當時は一の羊群さへなく、Captain MacArthur によつてメリノ種の羊が Cape of Good Hope から輸入されたのは實に一七九七年、<sup>12)</sup> 同じ人の手によつて羊毛が最初に英蘭に舶載されたのは實に一八〇三年のことに屬する。<sup>13)</sup>

上述のように濠洲自身の開拓が新しいのであるから、従つて極東に鎖國の夢を樂んだ日本との交渉がながく遅れたのも正に當然であらう。日本と濠洲との交渉は何時の日に始るか今正確には審らかになしえないが、明治十一年（一八六八年）五月日本政府は濠洲よりメリノ・サウスタウン・リンコロン・コツツウオルト等各種緬羊牝牝合計千五百三十餘頭を輸入したことがある、之れ日本が濠洲より緬羊を輸入した最初であると同時に、<sup>14)</sup> 又た同國との交渉の第一頁を開いたものと思はれる。かくして始つた日濠間の交渉は然かしながら永くは續かなかつた、羊毛工業の重大性に着眼し、羅紗自給の目的達成の爲に、牧羊業を自から經營し民間にも奨勵した明治初年政府が、米國よりの緬羊の輸入、清國より上海羊、蒙古羊等の輸入に次いで安價健康の評ある濠洲羊を輸入し、周到な注意を以つて飼育管理したにかゝはらず、緬羊の繁殖羊毛の輸出は到底當初の豫定額に達せず、豫定經費を以つては維持さへも不能となり、明治十三年よ

- 11) Official Year Book, No. 27, p. xxv.
- 12) 異説もある。既に First Fleet が數頭の羊を齎らし、1788年には Cape of Good Hope より羊が移入され、1789年には Captain Henry Waterhouse が和蘭東印度會社を通じて南アフリカよりメリノ三十二頭を入手、うち二十九頭を濠洲へもちかへつたともいふ。本稿は暫く Official Year Book, Chronological Table, 及び E. Shann, *ibid.*, p. 80 に據る。
- 13) Official Year Book, No. 27, p. XXV, 尙ほ外國貿易のために船舶が最初に濠洲に入港したのは少し早い、1772年 Philadelphia 號を嚆矢とする。 *ibid.*, p. XXV.
- 14) 梅浦健吉・羊毛工業 昭和十年刊、一五頁。尙ほ我が國最初の緬羊は之れに先だち米國より輸入され又た清國種も大いに輸入された。詳しくは前掲書參照。

り十五年にかけて内地各方面へ貸下配布せられて自然事業の廢止消滅に歸したからである。<sup>15)</sup>

羊群の輸入といふことに始つた日濠間の關係は羊毛の輸入といふ點に於いても又た同様に短命且つ微々たるものであつた。羊毛工業の確立を軍事上の觀點から認識した明治初年の政府は牧羊事業の計劃樹立と相並んで、羊毛工業の樹立をも計劃し、明治九年（一八六六年）三月羅紗器械所を設立し、十二年（一八六九年）二月工場落成（現在の千住製絨所の前身）同年一月四日撰毛を開始、八月二十八日「二反全く成」つて我が國最初の羅紗が織りあげられたのを先驅として、<sup>16)</sup>日清戦争前迄民間の羊毛工業も漸次發達しておつたが、原料羊毛の濠洲からの直輸入は遙かにおくれ、傳ふるところによると、明治二十一年（一八八八年）大阪に大阪毛絲紡績株式會社の設立された時同社の註文により神戸の兼松商店が初めて洗上羊毛二百俵の濠洲直輸入を試みたのを以つて嚆矢とする。<sup>17)</sup>然かも濠洲よりの羊毛の直輸入は甚だ芳しからぬ結果に終つた、夫れは同會社が財界不況による資金難により明治二十三年（一八九〇年）解散のやむなきに至り、右の濠洲羊毛は引取人を失ふ状態になつたからである。<sup>18)</sup>

日本の羊毛工業は然かしながら、その後日清日露の兩戰役を経て幾多の艱難に遭遇しつゝ漸次に發達し、歐洲大戰によつて飛躍的發展を遂げ、特にモスリンに於いては大正五年（一九一六年）を最後として輸入の跡を全く斷つたのではあつたが、<sup>19)</sup>原料羊毛の輸入は遅々として増加せず歐洲戦前の大正三年（一九一四年）は僅かに數量に於いて一一、六三五封度、金額に於いて五百十八萬九千圓に過ぎず、大正八年（一九一八年）に於い

15) 前掲書 pp. 11—16.  
 16) 前掲書 pp. 17—19.  
 17) 同同 p. 27.  
 18) 同同 p. 27.  
 19) 同同 p. 66.

てすら五一、三七六封度、四千七百五十六萬七千圓にのぼつたにとゞまり、<sup>20)</sup>濠洲羊毛の買付高は僅かに四萬俵にすぎなかつた。<sup>21)</sup>

日本の羊毛工業の發展に較べて原料羊毛の直輸入が比較的遅れたのには、思ふに二つの理由がある、一は我が國の關稅政策の影響であり一は我が國羊毛工業の技術上の特殊事情に基づく。

我が國では輸入羊毛は幕末安政以來從價五%の海關稅を賦課せられておつた爲、明治初年政府の羊毛工業確立の前提として原料羊毛自給を目的とする牧羊事業の失敗以來千住製絨所始め相亞いで設立せられた民間羊毛工業會社もみな所要原料羊毛を海外に仰ぐの外なかつたのではあるが、然かしこの輸入稅は少なからぬ障礙となつておつた。その後この輸入稅は各方面の熱烈な協力請願により第九議會（二十九年一八八六年）を通過した法律第五十九號により同年四月一日から免除せられることとなつたが、<sup>22)</sup>こゝに尙ほ一つ原料羊毛の直輸入を沮む一つものがあつた、夫れは我が國羊毛工業の技術上の特殊事情である。

由來羊毛工業はモスリン・セル等の薄地ものは素より羅紗・毛布等の厚地もの及び毛糸に至るまで、原料羊毛の撰毛 *sorting* に始まり洗毛 *scouring* 梳毛 *carding* 櫛毛 *combing* の諸工程を経て殆んど撚りのない篠 *silver* 即ちトップ *top* を製出するに至るまでが第一段の基本的工程であつて、然る後前紡 *preparing* 精紡 *spinning* の工程を経て製織工程に移るものである。<sup>24)</sup> トップとは恰かも製紙工業及び人絹工業に於けるパルプに相當する半製品であつて、品質の鑑別も簡單容易であり、公定水分一八・二五%まで乾燥すれば荷造運送も極めて安全便

20) 前掲書 第十六表に據る。

21) 同 所載統計表第四〇表 ダルゲティール羊毛年報に據る。

22) 同 p. 39.

23) 同 pp. 38—39.

24) トップ製出の後に再洗工程 *backwashing* を施すことあり、又たトップ製出前に施すことあり。詳しくは前掲書 p. 212.

利である爲、我が國の羊毛工業はその初期時代には全部トップを輸入して加工したものであつた。<sup>25)</sup> 右に加へて本邦人のモスリンに對する異常なる趣味嗜好の激増と、モスリンの生産工程が製絨工程複雑でなく輸入トップを原料として製糸製織するのみで操業比較的簡單であつた爲に、明治三十七八年の日露戦役後歐洲大戰迄の羊毛工業の苦難時代及び歐洲大戰後の羊毛工業再整理時代を通じて、吾が國の羊毛工業はモスリン界に於いて先づ發展を遂げ、<sup>26)</sup> この事實は又た逆にトップの輸入を益々旺盛ならしむる原因となつた。そして當時原料羊毛産地たる濠洲にはトップ製造會社存せず、之れ等輸入トップは盡く歐米より輸入せざるをえなかつた。<sup>27)</sup>

以上の事情が即ち日本羊毛工業の發展に於いて濠洲羊毛の直輸入が少なく、従つて日濠關係の發展が遅々且つ稀薄であつた所以であり、<sup>28)</sup> この間に於いて、明治十三年（一八七〇年）五月濠洲 Melbourne に萬國博覽會の開かれた時、日本政府が製絨十種二百二十三碼を出品新興日本の爲に萬丈の氣を吐いたのは、<sup>29)</sup> 明治年間四十五年を通じての日濠關係に於ける輝かしき一瞬の光芒であつたといはねばならない。

日濠關係の發展に於いて尙ほ一つ顧みらるべきは、濠洲への移民並びにその制限問題である。我が國の海外移民は日清戦役迄の創始時代は暫く措き、右戦役後政府が移民會社に移民取扱事務を委ね、且つ二十九年（一八九六年）移民保護法を制定するや、戦後の好況により海外發展の氣運興隆し、移民は激増、明治三十一年（一八九八年）には濠洲へ約一、〇〇〇人を送つたが、<sup>30)</sup> その後布哇・北米・南米等への移民によつて濠洲移民は暫く増加しなかつた。加へて一九〇三年（明治三十六年）濠洲聯邦政府が制定發布の移民法 The Im-

25) 前掲書 p. 214.

26) 前掲書 p. 42 及び pp. 53—67, p. 214.

27) 同 p. 53. 但しその後濠洲にも濠洲政府の保護の下に獨乙人ヒースがトップ工場を設立した。

28) 勿論この外に小麥の輸入を考察する必要があるが今は觸れない。

29) 前掲書 p. 22. 拓務省編・拓務要覽 昭和十一年刊 p. 468.

30) Official Year Book, No. 27, p. 782.

migration Act によつて Non-European or Coloured persons は、永久に居住の目的を以つては移民として入濠を全く禁止されたから、<sup>31)</sup> 對濠洲の移民は我が國人口増加の緩和對策としては問題とならなくなつた。勿論かゝる亞細亞人への差別待遇は當然に我が國官民の關心の的とはなつたが、この濠洲の移民制限が有色人種一般に對するもの特に直接的には支那勞働者に對するものであつたこと、當時移民問題についての國民的關心乃至憤懣は、より多くより強きは、布哇移民及び北米西海岸への移民と、明治四十年（一九〇七年）の日米間の謂ゆる移民に關する紳士協約とに集まり、且つ移民地として新たに南米が現れた爲に、濠洲の移民問題は大した問題とならずにやがては一つの事實として受け入れられてしまつた。

以上やゝ長きにわたつたが日濠關係の過去を通じて觀た結果は、その地理的位置の懸絶したる如くに、相互の關心も亦少くも indifference の域を脱しなかつたことを知る、少くも歐洲大戰の始つて我が國が日英同盟の情誼に基づき對獨宣戰を布告し、金剛・霧島を主力とする南遣艦隊が南洋諸島及び濠洲の守りに任じて或ひは Cocos Islands 沖に獨乙巡洋艦 Emden を撃沈し、且つ劣弱なる濠洲艦隊と協力して南米の南端 Falkland 沖の一戰に優勢なる獨乙艦隊を撃破して我が國努級巡洋戰艦の偉力を世界に發揮したこと、及び右の協力あつたにかゝらず巴里平和會議に於いて我が國提出の人種平等案に對し、先づ濠洲聯邦政府代表 Hughes が反對したことに對し彼の志恩を怒り且つ一九〇三年の移民法を想起して國民的憤懣を新たにしたこと、右の外には政治經濟の領域に於ける關係は頗る稀薄といふのほかに、我が海軍の人材を養成する爲の練習艦隊が年々 Sydney

31) 後に漁民問題あり、後述。

を訪問して絶大なる歓迎をうけたこと、白瀬大尉が開南丸を以つて南極探險を試み同じく Sydney を根據地としたこと等も、徒らに當時のニュースを飾るに終つた。この間に若し多少とも我が國民の間に濠洲への距離の近さを感じしむるものあつたとすれば、夫れは sports を通じての兩國民の——特に younger generation の——交歡であつた。即ち熊谷・清水によつて一度は世界的水準へ達した我が庭球界はその後デヴィス盃爭奪戦に選手をおくり年々アメリカゾーンに於いて濠洲選手と争はねばならなかつたこと、そして濠洲を倒すことはとりもなほさず當時の覇者米國への challenge を意味したこと、及び古來の日本泳法に濠洲及び布哇の stroke を取り入れ勝男・高石によつて世界の競泳界へ乗出した日本水泳がその後數回濠洲の招聘に選手を派遣して彼を破り日章旗を Port Jackson 灣頭にかゝげたこと、而して近年ラグビー・蹴球の普及するや英蘭・加奈陀・新西蘭と相竝んで世界の一流たる濠洲の Rugger 胸に描いて一九三六年の全濠洲學生選抜軍の來朝を待つたと、右の素描に現はれた events は、ともすれば疎遠に葬られる日濠間の關係を何等かの意味で、今日に繋いだものといふべきであらう。

## B 日濠關係の發展

上述したように明治年代から大正初期へかけて、豫想せられるよりは遙かに疎遠なものであつた日濠關係は、歐洲大戰を轉機として急激に發展した。

先づその貿易關係から始めることとして、濠洲から日本への輸入の推移を見よう。<sup>32)</sup>

	濠洲より日本への輸入總額		内羊毛輸入額及び%		内小麥輸入額及び%		濠洲より日本への輸入	
	千円		千円	%	千円	%	千円	
2913 (大正二年)	14,943						128,943	
1926 (昭和元年)	128,396	74,151	57.8		35,102	27.3	128,396	
1927	122,840	105,239	80.6		9,711	7.4	122,840	
1928	130,495	72,336	76.7		8,690	9.2	130,495	
1929	132,601	83,295	73.5		22,466	19.8	132,601	
1930	94,215	84,246	62.7		40,058	29.8	94,215	
1931 (昭和五年)	113,337	83,299	73.5		22,466	19.8	113,337	
1932	134,277	84,246			40,058		134,277	
1933	204,586	156,514			33,887		204,586	
1934	197,758	159,241			22,033		197,758	
1935 (昭和十年)	235,128	182,007			30,936		235,128	

概観日濠問題

右の如き濠洲より日本への輸入の増加は、いふまでもなく日本に於ける羊毛工業・小麥工業の勃興によるもので、輸入の大部分が羊毛及び小麥であることその内譯によつて瞭らかである。<sup>33)</sup>

右の表に見るように濠洲より日本への輸入額の激増は主として羊毛の輸入の増加によるのであるが、このような濠洲羊毛の激増は主として次ぎの事情による。従來日本の羊毛工業はトップの製造設備なく全部輸入トップの加工であつたが、明治四十四年(一九一二年)十一月日本毛織會社がトップ製造設備を新設したるを機として各社とも争つてトップ製造設備をしたこと、<sup>34)</sup> 歐洲大戦中、當時毛織物の主要供給國であつた英・獨が交戦國として他を顧みる餘裕なく、従つて我が國のトップ輸入が困難になつたこと、<sup>35)</sup> 大正十五年(一九二

32) 外務商通商局籌・海外經濟事情昭和十一年第八號より抜萃、1913年分は三菱經濟研究所・前掲書 p. 379. に據る。

33) 羊毛及び小麥の比率及び價格は三菱經濟研究所・前掲書 p. 380. に據る。但し1931年以降は海外經濟事情、前掲書により計算作成す。

34) 梅浦健吉・前掲書 p. 214. 但し之れよりさき明治三十四年頃、東京製絨會社が試みたことがある。

六年)三月よりトツプ每百斤につき十四圓五十錢の輸入税を課するに至つたこと、大正末期から昭和初期へかけて我が羊毛工業が整理期を過ぎて堅實な發展に向つたこと。以上の事情から當時トツプの輸入が如何に減少し原料羊毛の輸入が如何に増加したかは次表に観る。<sup>37)</sup>

	トツプ 輸入數量	羊毛輸 入數量
1914 (大正三年)	千封度 8,196	千封度 12,635
1915	5,182	52,534
1916	5,978	40,870
1917	5,767	47,070
1918	3,397	48,379
1919	4,319	51,376
1920	3,814	71,134

但し當時の羊毛輸入の増加が全部濠洲よりなされたと速断してはならぬ、歐洲大戰中は、英國の羊毛徵發令により濠洲羊毛の輸出禁止の影響を受け各社とも原毛の手當に苦しみ英國の好意的分讓と、一九一八年(大正七年)より南阿羊毛を輸入することにより漸く窮境を切り抜けたもので、<sup>38)</sup>濠洲羊毛の輸入は實に最近年に至つて急速度増加したものである。

以上濠洲より日本への輸入の激増とその大宗たる羊毛を觀たが、此の機會に濠洲より日本への主要輸入品を一九三一年より一九三四年まで大觀しておかう。<sup>39)</sup>

1934	
數量	價格
百斤 1,165,320	千円 159,241
4,455,025	22,032
142,489	2,588
136,872	2,293
585,662	1,410
142,489	2,588
	197,757

即ち濠洲より日本への輸入品は金額にして羊毛・小麥・牛脂・貝殼・亞鉛の順序である。

次ぎに日本より濠洲への輸出の發展を觀る。<sup>40)</sup>

35) 前掲書 p. 66.

37) 同 第十六表より拔萃。

38) 同 pp. 60—61. それは極東の諸狀勢に拍車せられた國內需要の激増と日本羊毛工業が最近年に於いて輸出工業に進展したこと等を直接の理由として、正に本稿冒頭のべた太平洋貿易の伸展と日本躍進とが羊毛工業の部内に於いてもまた發現せられた姿に外ならない。

36) 前掲書 pp. 214—215.

玩具等の順であつて、殊に一九三二年以降、關稅障壁をもつともせざる絹織物・綿織物・人造絹織物の躍進は目醒ましいものがある。硫黄・蟹罐詰・ベニヤ板及び木材等は嘗つて相當の輸出があり、今後も日濠關係調整

	1931		1932		1933	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格
羊毛	百斤 1,372,090	千円 83,202	百斤 1,488,155	千円 84,241	百斤 1,705,469	千円 156,455
小麥	8,554,294	22,466	10,264,635	40,058	6,593,331	33,886
牛油	209,243	2,382	177,426	2,437	173,471	3,250
亞鉛 (塊・錠・粒)	143,398	1,198	125,467	1,594	120,175	2,102
亞鉛礦	—	—	324,634	870	591,224	1,916
貝殼	30,093	797	26,761	913	173,471	3,250
其他計		113,337		134,277		204,586

即ち一九二六年より一九三一年までは漸減、一九三二年より急増して居るが、輸出總額は尙ほ輸入に比して遙かに小さく一九三五年に於いては輸出は輸入の三分の一。一九二六年より一九三一年迄の漸減は、濠洲が羊毛・小麥等の主要生産物の價格の急落により購買力の激減した爲であり、一九三二年以降の輸出激増は本稿冒頭にのべた日本商品の進出に照應するものである。

次にその輸出の内容を觀よう。<sup>41)</sup>

即ち金額に於いて絹織物・綿織物・人造絹織物・生糸・陶器・

	日本より濠洲へ輸出額
1913 (大正二年)	千円 9,638
1926 (昭和元年)	51,611
1927	50,566
1928	43,000
1929	44,075
1930 (昭和五年)	25,486
1931	18,405
1932	36,895
1933	51,416
1934	64,462
1935 (昭和十年)	74,793

39) 海外經濟事情・前掲書及び日濠協會々報第四號 pp. 54—56. に據る。  
 40) 海外經濟事情・前掲書、但し1913年は三菱經濟研究所・前掲書 p. 379. に據る。  
 41) 海外經濟事情・前掲書及び日濠協會々報第四號に據り作成。玩具・硫黄・蟹罐詰・ベニヤ板及び木材については1934年の數字を入手せず。

比率が漸次大となることを意味する。

	1931		1932		1933		1934	
	數量	價格	數量	價格	數量	價格	數量	價格
絹織物	百斤	千円 8,733	百斤	千円 13,720	百斤	千円 10,788	百斤	千円 8,840
綿織物	—	2,840	—	4,852	—	10,027	—	14,784
人造絹織物	—	589	—	2,896	—	9,133	—	16,937
生糸	2,809	1,928	4,417	3,164	4,156	3,296	5,523	4,017
陶磁器	—	665	—	1,768	—	2,707	—	2,330
玩具	—	205	—	857	—	1,808	—	
硫黄	—	—	193,046	605	302,711	1,307	—	
蟹罐詰	314	24	2,909	184	2,510	209	—	
ニヤ板 べ及び材木	—	67	—	160	—	203	—	

の後は望み多き商品であり、且つ北海道經濟の進展と關聯する故に特に摘記した。

以上歐洲大戰以後の日濠間の貿易の發展を觀たが、茲に注意を要するは、日濠間の貿易が過去十數年を通じて次の表のよう<sup>42)</sup>に常に日本にとつて輸入超過であつたこと、並びに輸入を一〇〇として輸出の之れに對する割合が最近まで漸減の傾向にあつたことである。右は輸入の増加する速度比率、輸出が増加せず、入超

	濠洲への輸出	濠洲への輸入	差引超入	輸出額の輸入額に對する%
1913 (大正二年)	千円 9,638	千円 14,943	千円 5,303	64.5
1926 (昭和元年)	51,611	128,396	76,785	40.2
1927	50,566	122,840	72,274	41.2
1928	43,000	130,495	87,494	33.0
1929	44,075	132,601	88,526	33.2
1930 (昭和五年)	25,486	94,215	68,822	27.0
1931	18,405	113,337	94,931	16.2
1932	36,895	134,277	97,382	27.5
1933	51,416	204,586	153,170	25.1
1934	64,462	197,758	133,296	32.6
1935 (昭和十年)	74,793	235,128	160,334	31.8

42) 三菱經濟研究所・前掲書 p. 379. 茲に海外經濟事情・前掲書に據り作成。

即ち一九二九年より一九三二年に至る五ヶ年を平均すると、一年平均入超額一億五十四萬七千圓となり、一九三五年の如きは入超一億六千萬圓に上り、然かも輸入は連年増加の趨勢にあるに對して輸出は必らずしも前途樂觀を許さず常に濠洲側の關稅政策に左右せらる、かゝる片貿易にあることは日濠關係の特色であつて同時に現在の日濠問題の核心をなすものである。

かゝる發展を遂げた日濠貿易の夫れぞれの國の總貿易に占める地位乃至競争國との比較等は後の考察に任せ、次ぎには、かゝる發展を遂げた日濠間の商品の動きは如何にしてなされたかを觀よう。一言にして蔽へば日濠間の商品の動きは大體に於いて日本船主によつてなされて居る。即ち歐洲大戰を契機として世界的となつた我が國海運業者は、當然に此の方面へも進出して濠洲に入港する船舶噸數の中では英國系（總噸數の六五％）に次いで第二位、外國船系三五％のうち約三分の一を占めて居る。一九二八年以降一九三三年に至る日本船舶の濠洲入港の噸數の推移は次ぎの如くである。<sup>43)</sup>

年	噸
1928—29	286,607
1929—30	207,910
1930—31	671,742
1931—32	688,712
1933—34	546,088

そして日本濠洲間の航路は現在は日本郵船及び英國系の Eastern Australian Line の兩社が貨客定期航路を、大阪商船山下汽船（但し川崎汽船國際汽船と共營）の兩者が貨物の定期航路を經營して居るが、日濠貿易の最近の發展に鑑み、日本郵船が近くパラオ經由 cargo line を新設して、<sup>44)</sup> 山下汽船の濠洲西廻線も亦定期船化されようとして居る。

殊に近く新西蘭直航定期航路を山下大阪商船の兩者が經營せんとしつゝあるが、之れは日本と新西蘭間の貿易

43) Official Year Book, No. 27, p. 143.

44) 日本海運集會所・海運 No. 165 昭和十一年二月號資料欄 pp. 1—2.

の將來に備へんとするものであると同時に、濠洲新西蘭間の航路を經營する E & A (Union 汽船 Fudat Parker, New Zealand Shipping の三社の親會社) との競争をも意味し、此處に濠洲プールの將來の問題が萌芽する。<sup>45)</sup>

右の外に移民問題と關聯して日本人漁夫の進出がある。濠洲が謂ゆる白人濠洲主義を樹立して以來日本人の移民は一般には禁止せられ、單に商業従事者、學生旅行者のみ入國を許可せられて、<sup>46)</sup> 漁業特に眞珠貝採取事業に従事する亞細亞人労働者も漸次に制限遂には廢滅せらるべき方針であつたが、事業の性質上熟練なる日本人漁夫を拒むことを得ず、殊に眞珠貝採取事業が木曜島から西海岸の深海へ移るにつれ、潜水に巧みな日本人漁

年	人
1928	2,407
1929	2,334
1930	1,977
1931	2,109
1932	2,064

夫を海上居住者の意味で許容せざるを得なかつた。<sup>47)</sup>

一九二八年から一九三二年に至る濠洲内居住日本人の數は左の通りであるが、<sup>48)</sup>

右のうち大半は漁業生活者であつて、この日本人漁夫問題が將來に一つの問題となりうべきことは後述の如くである。

以上のような日濠關係の急激な發展は、兩國の間に當然に何等かの接觸協調の機關を生ますにはおかない。

即ち昭和三年(一九二八年)四月には日濠間の親善並びに貿易の伸暢を圖り以つて共同の福利を増進するを目的として、日本に日濠協會 Australia-Japan Society が生まれ、昭和十年(一九三五年)九月には、同じ意圖の下に Melbourne にも Japan-Australia Society が組織され、孰れも兩國一流の人物を會長とし、貿易業者・羊毛工業家其の他の有力なる商社個人を會員として居る、同じような協會は Sydney にも存在して居る。

45) 日本海運集會所・海運 No. 164, 昭和十一年一月號 資料欄 p. 5 及び No. 165, 同年二月號資料欄 pp. 1-3.  
 46) Official Year Book, *ibid.*, p. 782.  
 47) *Ibid.*, p. 635.  
 48) *Ibid.*, p. 635.

右の外近年に至り彼我の有力なる當業者・操觚業者・學者・社會事業家等の來往特に頻繁であり、<sup>49)</sup> 彼我ラグビーチームの交換まで計劃せられ、既に濠洲チームは昭和十一年（一九三六年）一月を以つて久しく憧れの日本愛好者の前にその姿を現した。

かゝる間にあつて、然かしながら、日濠兩國間に從來より引續いて何等の通商條約乃至は取極めがなく、又た極めて最近まで濠洲側商務官或ひは通商代表の日本駐在のなかつたことは、寧ろ不思議であるといはねばならない。

### 三 日濠問題の現在

歐洲大戰を契機として急激に増加した貿易を中心に發展せる日濠間の關係は、一九三二年を境に頓に緊張した。夫れは既に前にも觸れたように、日濠貿易が常に日本側の入超でありその金額も年一億圓一九三五年度には一億六千萬圓に上るといふ甚しい片貿易であること、そして之れが一九三二年以降の世界の貿易政策の基調として採られた求償貿易主義によつて、日本側の對濠輸出の増大への要求となり、然かもこの要求が容易に容れられないのみか逆に濠洲側の數次にわたる關稅引上によつて、日本輸出の漸減となつたことによつて激化觸發せられたところのもの、之れが即ち現在の日濠問題の姿である。そしてこの關係に於いては、大體に於いて

49) 日濠協會々報四號 昭和九年刊及び昭和十年度會務報告 昭和十一年刊參照。

日本側が常に主動的立場に居る故に、先づその要求するところから分析し、之れに對する濠洲側の答辯とそれの批判とを附加してゆかう。

日本と濠洲との間の貿易關係の整調について、日本側の求むるところは、既に日濠協會、日本羊毛工業會、橫濱輸出絹織物同業會その他關係當業者から、或ひはパンフレットを以つて或ひは諸種の會合の席上に於いて、屢々發表せられたところであるが、夫れ等を整理綜合すると大體(A)關稅政策に關するもの、(B)貿易經營の技術上のもの、並びに(C)關係商品の取引慣習に關するもの、及び(D)その他一般的なるもの、の四つとなる。そして之れ等を通じて通商條約の締結、通商代表の駐在等が一つの底流として絶えず要求せられて居る。以下項を分つて分説し濠洲側の夫れ等への態度に觸れ、あはせて夫れへの批判を試みよう。

#### A 關稅政策に關する問題

日濠問題の中心はいふまでもなくあまりにも甚だしき片貿易の調整日本商品の輸出促進にある。濠洲羊毛輸入の制限乃至羊毛買入先の轉換等は、屢々叫ばれるけれども、畢竟日本商品輸出促進の爲の掩護射撃である。殊に濠洲羊毛輸入の制限或ひは買入先の轉換には、後に述ぶるような特殊の困難な事情が伏在する故に、結局は振りかざしたる武器戰はずして敵を屈せしめん戰略である。そして日本商品の輸出促進は主として濠洲側の關稅政策の方向轉換に俟つ故に、日本側要求の第一が濠洲側關稅政策上の態度に向けられること、改めていふ

までもない、なほその要求は終始一貫して現行關稅の引下にあるが、等しく高率關稅といふも、課稅商品により内容も異り、且つ特惠關稅と一般稅率とで濠洲側の態度も異なる故に、こゝでは一九三二年一月統一濠洲黨内閣成立以來の關稅改正を吾が國に關する限り編年風に略記し、その何故にかゝる頻々たる關稅改正が行はれねばならなかつたかの説明は後に讓ることゝしよう。

失業救濟國內産業獎勵の二つをその政綱として、濠洲聯邦成立以來未曾有の經濟恐慌克服に乗りだした濠洲労働黨内閣は、一九二九年十月組閣後直に關稅百餘項目に亙る大改正を行ひ一九三一年末まで僅々二年餘の間に、十有餘回の輸入關稅の引上を行つたが、一九三二年一月統一濠洲黨内閣の成立するや、極端な保護貿易主義が消費者の負擔を増加し、延ひて諸外國の報復手段を誘發する虞あるを慮り、從來の保護關稅を多少緩和する方針を採用し、同年九月オツタワ協定による關稅政策の新方針まで前後五回の稅率改正を行つた。多くは稅率の引下ではあつたが、綿糸のみについては、同年五月三日の第二次改正に於いて、引上が行はれ、從來、英特惠稅率三割五分一般稅率五割五分及び每封度三片であつたものが、新たに、英特惠稅率三割五分一般稅率五割五分に更に加へて每封度十二番手まで英特惠は四片、一般は七片、十三番手以上三十一番手まで各一番手毎に兩稅共に更に四分の一片を、三十二番手以上四十九番手までは、英特惠九片、一般は一志の附加稅を課せらるゝことゝなつた。

然るにオツタワ協定は此の濠洲の態度に新たな方向を與へて、此の協定に基く全般的關稅改正が一九三二年

十月十三日に實施せられ、稅番四四〇項目につき一般稅率は引上げられた。

右のうち絹及び人絹關係の稅率引上は次の通りである。

	新 稅 率	舊 稅 率
絹 織 物	從價三割(從來通り)	
絹莫大小類	一封度に付四志若くは從價五割五分何れか高き方	一封度につき四志若くは從價五割何れか高き方
絹 絲	從價三割七分五厘	從價三割五分
人 絹 織 物	從價四割	從價三割五分
人絹莫大小類	一封度につき四志若くは五割五分何れか高き方	一封度につき四志若くは五割何れか高き方
人 絹 絲	從價一割七分五厘	從價一割
綿糸 <small>(模造羊毛に非るもの)</small>	從價二割五分(從來通り)	

尙ほ右の外に、本邦關係品では綿小倉・貝卸・パナマ・バンドン・帽子・絹靴下・眞鍮青銅器具・硝子壺・ベニヤ板・手提鞆・刷子等は五分、書翰用紙・文房具・人造テグス等は一割、テグス・セルロイドシート等は一割五分、夫れぞれ稅率を引上げられ、そして英本國特惠の目標となつた人絹織物については、特惠稅率に於いて五分を低減したから、此の項目について從來特惠一般稅率の差一割であつたものが二割となつたのである。

かゝる濠洲側の態度は當然に吾が國の當業者を刺激し、將來の動向につき不安を抱かせたのであるが更に一九三三年十月の聯邦議會下院には産業保障法第八條を改正し爲替下落國よりの輸入品に對して課すべき特別稅



率を決定する方法を規定する法案も同時に提出せられて、吾が國の輸出品の受くる脅威は不斷に潜在しておつたのである。

かゝる狀勢のもとにあつたが故に、日濠通商問題の第一として、日本側の要求が先づ高率關稅の引下、英本國特惠との稅差の縮減、そしてかゝる關稅上の不安除去の根本的對策として、日濠通商條約の締結を繰返し主張しておつたのも決して無理はない、たゞ彼我兩國親善使節の交換の後、一九三四年十二月日本外務省通商局より新納事務官が渡濠し、翌一九三五年二月一日愈々正式交渉に入つたまゝ、交渉停頓現在の如く或ひは交渉決裂を想はしむるまでに極度に惡化せるは、たまたま此の間に濠洲側當局者通商大臣ガレットが英國皇帝銀婚式參列旁々歐洲諸國視察旅行に赴き、半歳の永きに涉つて交渉中止を餘儀なくされた爲めとはいへ、由來外國旅行或ひは私的會談を外交々涉の舞臺として實益を收むるに巧みな英本國が、この好機を逸する筈もなく、従つて本年春ランカシャー經濟使節トムスン一行の渡濠をまつて濠洲側の態度の急變したとなして驚駭するまでもなく、その當時に於いて既に或ひは今日の事態あらんかを、遠く慮るべきではなかつたらうか。太平洋を中心とする諸國の貿易に、特に我が國が濠洲にとつて缺くべからざる華客と自から信すること厚き安易さが、英本國濠洲間の政治經濟のより綿密な分析と事態の現實的な把握とを多少とも怠らしめたのではなからうか。

## B 貿易經營上の諸問題

茲に貿易經營上の諸問題とは、(イ)金融及び爲替に關する問題、(ロ)運賃荷役費荷役設備等の shipping に關する問題、(ハ) cable charges, port charges 等の經營經費に關する問題等をさす。

(イ) 貿易金融及び爲替に關する問題——日濠貿易の特色が、貿易關係開始の當初から、常に日本側にとつて甚だしい輸入超過になつて居ること、その原因は、濠洲より日本への羊毛小麥といふ重要大嵩貨物の輸入にあること、については前述した、そしてこの輸入の最近の激増はまた、日本の前記諸工業の發達・最近に於いては輸出工業への進出<sup>1)</sup>といふ悦ばしき事實の結果でもあつて、この特殊性が後述するであらうように、我が羊毛工業の技術上の特殊性と相俟つて濠洲羊毛輸入への對策を複雑ならしむる理由となつて居る。夫れはとも角、かゝる日濠間の片貿易——一九三五年に於いては年額一億六千萬圓といふ日本側への入超——は當然に貿易金融並びに爲替關係を著しく特色あるものとするのであるが、之れを生み出す貿易商品たる羊毛小麥が、季節的商品であるといふ點に於いて更に又た特殊性を有つて居る。いま濠洲羊毛の出廻り期は大體毎年五六月頃 Queensland 州に始まり翌年一二月に終り、九月から十二月までを最盛期とするものであつて、<sup>2)</sup>その取引は定期又は先物取引によらず、凡て現物取引であり、且つ羊毛代金は買付後買付人<sup>3)</sup>より賣仲立人へ支拂はれる、そしてその支拂代金は買付人が買付委託者たる羊毛工業會社發行の信用狀に基き、<sup>4)</sup>一覽後九十日拂の爲

- 1) 前述。
- 2) 濠洲羊毛小麥の季節的商品たることについては、詳しくは拙稿「到着を條件とする貿易契約—Arrivae terms の研究」商學討究第八卷中下冊收載參照。羊毛の買付積出は品種品質數量等の關係から產地出廻開市の期間よりも短い。梅浦健吉・前掲書 p. 438.
- 3) 我が國の濠洲羊毛の實需者の直接買付ではない。所要羊毛の type と値段を指定し羊毛買付人 wool buyer を通じての委託買付とす。日本の羊毛買付人は日本羊毛輸入日濠會加盟の三井物産、三菱商事、兼松、大倉商事、高島屋飯田、日本棉花、岩井の七商社である。(昭和十一年1936年五月現在)、梅浦健吉・前掲書 p. 104. に據る。
- 4) 時には金融上の都合から羊毛工原會社が信用狀を開設せず、日本内地にある買付人の本社が代つて信用狀を發行することもある。この場合には買付手数料は普通の場合の 1.25% (羊毛代金に對し) から 1.5% に増率せられる。pp. 117—118.

替手形を振出し、インボイス船荷證券保險證券各正副二通を添付、爲替銀行に割引買取を依頼し、その手取金を以つて支拂ふものである。この代金支拂は買付後二週間目になされる慣習であるが、船便の關係上船積が買付より二週間以上遅るゝ場合には遅延日數に對し年四・五%の延利を拂ひ、二週間以内に支拂はるゝ時は未經過日數につき年五・五%の割戻をする。かゝる取引事情は、毎年八九月頃から翌年三月頃へかけて巨額の輸出羊毛手形が濠洲に於ける爲替銀行に殺到することゝなり、爲替資金の一時的な需要を喚起する。然かるに前述のように日本より濠洲への輸出は輸入の三分の一に及ばず然かも輸出商品の性質が必らずしも取引一口につき巨大な額面の爲替手形を生まず、且つ一年を通じて平均して船積さるゝ爲に、爲替銀行に於いて、前記羊毛輸出形買取資金をカバーすべき爲替資金は決して充分ではありえない、即ち爲替は常に「買持ち」となりかゝる片爲替は必然的に輸出手形買取の *exchange rate* を不利ならしめる。

右の如き日濠間の爲替事情にある故に、濠洲積出日本向羊毛の爲替手形は理論上は日本でも倫敦でも可能である手形の決裁地を、爲替相場の關係上、倫敦に取極めるが普通である。蓋し英濠間に於ける取引は少くも日本濠洲間のものよりは數量にも内容にも比較にならぬ程複雑巨大であつて、従つて爲替銀行の爲替資金操作についてはより餘地が多いからである。そしていま濠洲倫敦間の航海日數を四十日とすれば、船積後百三十日の期日に日本より倫敦へ電信送金して決済する、この電信送金の爲替率が爲替相場の最も有利な時に手形支拂人によつて信用狀發行銀行と豫約さるゝこと普通の貿易手續と異らない。上述のように、濠洲と日本との間の爲

替相場に比して濠洲と倫敦との間の爲替關係が少くも有利なる故に、直接爲替によらず間接爲替の不利を取えて忍ぶのであるが、この濠洲倫敦の爲替相場が又た恒に濠洲側にとつて不利である、その理由は結局英國と濠洲との經濟的依存關係にあつて後に觸るゝところであるが、例へば Australia on London の T・T 爲替相場を at random に拾つても次ぎのような著しい濠洲側の不利を示す。<sup>5)</sup>

	倫敦	濠洲	(Buying 及び Selling Rates 平均)
1927年 4 月 20日	100	100	+ 0—6—3
1927年 6 月 27日	100	100	+ 0—8—9
1931年 1 月 29日	100	100	+ 30—5—0
1931年 12月 3日	100	100	+ 25—5—0

のみならず濠洲では Bank Act of Commonwealth の定むるところにより、外國銀行の支店設置を禁じて居る<sup>6)</sup>、従つて我が國爲替銀行としては在 Sydney の橫濱正金銀行一行のみであつて、かゝる事情は、若し輸出羊毛手形の買取依頼人が常に同行に赴くならば同行としては爲替資金の關係から、又たその獨占的地位から、相場は勢ひ高かるべく、若し手形買取依頼人が同行以外の爲替銀行——主として英國系——に赴くならば濠洲所在爲替銀行間の競争に於いて日本の爲替銀行は不利となり勢ひ rate は高くならざるをえない。

以上の諸事情に基づき、日本側は日濠問題の貿易金融及び爲替上の問題につき、濠洲内に於ける日本の爲替銀行の設置と、直接爲替の開始とを要求して居る<sup>7)</sup>。直接爲替の開始は爲替銀行の意志により技術上不可能ではないが rate の一層大なる不利が豫想せられ、濠洲内の日本爲替銀行の設置は、濠洲の爲替銀行を支配する英國金融資本との交渉を意味し、孰れにしても、日本の

5) Official Year Book, No. 25, p. 459.

6) Official Year Book, No. 25, Chap. XVI, 及び The Australia-Japan Society, How to develop the trade between Australia and Japan, 1932, p. 5.

7) The Australia-Japan Society, ibid., pp. 5—6.

輸出振興策としての爲替銀行政策といふ根本的な問題に突き當る。日本側の要求の残る一點——濠洲側爲替銀行間に最近協定成立せりと傳へられる爲替相場の統一と爲替の先物取引の禁止とに對する抗議については、事情を審らかにしえないが、兩者恐らく一九二九年以降非常に不安定な濠洲の對英爲替相場を安定させるまでの爲替割當等による暫定的な商略であつて、爲替の先物取引の禁止は、爲替銀行自身の自衛策としても絶對廢止は困難であり、爲替相場の統一の如きは、濠洲爲替銀行の——従つてこの背後にある英國金融資本の統制如何によるものであつて、我が國と違ひ中央銀行に對して鬱然たる勢力を有つ英國の市中銀行が、特に複雑な機構を有つ倫敦割引市場の諸機關が、步調を揃へてこの方向に進むまでには相當の距離があると思はるゝ。従つて日濠問題の貿易及び爲替に關する問題の解決は結局日濠關係全體の調整特に後述のように濠洲と英國との特殊關係を顧みることによつてのみなさるゝと考へられる。

(ロ) Shipping に關する問題——この問題について日本側の要求するところを要約すると、日濠間の運賃高に對しての要求、濠洲港灣經費の高率引下げの要求、濠洲港灣設備改善の要求、及び濠洲港灣行政法規改正の要求となる。日濠間の海上運送は前述のように主として日本船主によつてなされ、最近に濠洲西廻線及び新西蘭の直行線も定期船化されんとしつゝあるが、その海上運賃は最近に荷主の要求により船主により商品については五%乃至一〇%引下げられたが、尙ほ、既に先年英國の金離脱によつて二〇%引上げられたこと且つ濠洲磅建である爲に他の線の運賃に較べて高率なるを免れない。今ま濠洲各港より日本諸港迄の公定運賃は、羊毛一

封度につき濠磅貨一片四分の一、Adelaide 新西蘭積出は八分の一片増の一片八分の三である。<sup>8)</sup>この羊毛運賃が日本船主の他の運航線の運賃に比しどの位割高であるか今ま直ちには實證しえないけれども、日濠間の貨物の動きが既に屢々述べたように復航に於いて片荷であるといふ事實は、當然に復航貨物の運賃負擔を大ならしめることはいふまでもなく、此の點に於いて日本側が荷動きの平均化を説き特に日本側商品の輸出促進を提言して絹織物綿織物にとどめず、北海道産樺材の輸入を復活せんことを説くは正しい、蓋し木材は bulky cargo として又た base cargo として荷不足の場合に船主の喜ぶものであり、従つて復航運賃を引下ぐるに役立つであらうから。同時に亦嘗つて對濠日本へ全輸出の約二分の一年額百五十萬圓に上つたにかゝはらず輸入許可制實施の爲現在六十萬圓程度に止まる硫黃の輸出が、最近昭和十一年（一九三六年）二月二十二日右許可制の撤廢によつて、再び有望となつたから<sup>9)</sup>多分木材と相並んで、右の目的に役立つであらう。右述べた限りにおいて、日濠間運賃高を示して濠洲側に日本商品の輸入を説くは正しい。但し日濠間の貨物運送が主として日本船主によつてなされる事實を思ふ時、右の高率運賃収入は日本船主の収益となることを忘却してはならない、現に濠洲航路は近時日本船主の最も注目するところであつて、不定期船の定期船化、新造優秀船の配船、新線の開設等各社競争の的であるのみならず、羊毛工業會は船主との折衝により、濠洲積出の羊毛については前記協定運賃より、五八%の割引を受けて居る。<sup>10)</sup>濠洲 Sydney から神戸迄の距離は四、四五〇哩であるから、この割引運賃は濠洲英國間の脂付羊毛運賃噸當り二二志六片一封度當り一片八分の一（五%増の一〇%引）、濠洲 Liverpool

8) 因みに南阿、南米積出日本各港迄の羊毛は、一封度につき濠貨 0.6 片。

9) 東京朝日新聞 昭和十一年（一九三六年）二月二十五日記事。

10) 雜誌海運 昭和十一年一・二月號。

11) 梅浦健吉・前掲書 p. 123, 協定運賃の47%を支拂ひ5%の rebate あり、結局58%の割引となる。但し rebate の半分は羊毛工原會納付金の一部となる。前掲書 p. 379.

間一一、四六〇哩に比して、必らずしも高率とは云へなく、<sup>12)</sup> 従つて日濠間の運賃高の點から觀て我が國の羊毛工業が英國の羊毛工業との競争比率に於いて劣るとは速斷しえない。<sup>13)</sup> 従つて日濠間の復航片荷による高運賃を以つて濠洲側に日本商品輸入増加を勸奨し、若しかゝる日本商品の輸出増加が實現さるゝならば當然に羊毛運賃の引下があつて濠洲羊毛のより大なる購買のあるべきを説くと同時に、前記の實情にある日本船主及び羊毛工業會が相提携して擧ぐるところの surplus を他の羊毛輸出國——而して日本よりの商品輸入を濠洲程には拒まざる——からの羊毛購入にあてることにより、濠洲を牽制し且つ我が國羊毛工業の存立を確固たるものとする事が出来るであらう。J. C. Latham は、日本が「世界各國が日本の貿易を防止し又は縮少せしめることを目的とする差別待遇即ち不當なる高率關稅輸入禁止又は割當制度に直面して居る事を自覺し、日本商品を購入する意向を有つ諸外國から日本の必要品を輸入せんとする政策を採用し始めた」と云つて、<sup>14)</sup> その目的達成の爲に、日本よりA國へ輸出する商品に高運賃高價格を課することにより餘剰金を得、此の資金を以つて或る特定國B國——その國は日本より商品を購入す、但し問題の商品の日本輸入價格はA國に比して高い——よりの輸入獎勵に使用することが出来るとなし、日本は海外市場に於ける競争上の地位が強固であり且つ日本が濠洲より輸入しつゝある商品と同様のものを他國より購入しうるから、「上記の政策は濠洲にとつて特に重大意義をもつ」と述べて居るが、<sup>15)</sup> かゝる方法の成否は、日本商品のA國に於ける市場獨占性によるものであつて、日濠の場合には、日本輸出商品の大部分が英國商品の競争に曝らされて居る限り、簡單にかゝる方法の採られえな

12) Official Year Book, No. 27, p. 151. 但し右は公表された運賃である、右の外に特約運賃あるべく又た rebate もあらう。

13) 此の點は後に詳述する。

14) 「濠洲極東親善使節レーサム閣下復命書の抄譯」pp. 11—12.

15) 前掲書 p. 12.

いことは云ふまでもない、但し羊毛の購入先を他にも求めることは如何なる意味に於いても必要且つ有利であるから此の點は後に詳しく考究することにする。以上日濠間運賃高の問題を終るに當り尙ほ一つ附加すべきは日濠運賃が濠洲磅建の事實である。外航運賃は多く磅建であつて右は Freight Conference の規定によるものであるが、濠洲プールが特に濠洲磅建によるのは、前述の如き事情にある濠洲磅爲替の不利を荷主に轉嫁するものであつて、羊毛小麥のような大量貨物を擁する荷主がこの點について少くも日本船主との間に、何等かの

項 目	シ ド ニ ー	神 戸
Lighthouse Dues (Common Wealth)	登簿噸數一噸につ つき 9d. 爲替率 @ 2/6 約 ¥900	ナ シ
(States)	登簿噸數一噸につ つき 4d. 爲替率 @ 2/6 約 ¥400	ナ シ
Tonnage Dues	ナ シ	登簿噸數一噸 につつき 21 錢但 し一年分前拂と 年八回入港と同 假定して一回 當り ¥78.75
Quayage	總噸數一噸につ つき 3/4 d. 爲替率 @ 2/6 一日約 ¥125	¥ 60
Towage (in and out)	£ 11-5-0 爲替 率 2/6 約 ¥90	¥ 40
Pilotage (in and out)	強 制 毎回 £ 25 爲替 率 2/6 約 ¥400	ナ シ
合 計	¥ 1,915.00	¥ 178.75

特約も存しないとすれば、夫れは兩者間の勢力關係によるものと觀る外はない。

濠洲港灣經費に關しては、日本側は一般にその高率を指摘して引下を求めて居る。即ち埠頭料は Sydney に於ては羊毛一俵につき七・二片他の諸港は九片 Sevedorage は平均して日本の六倍、<sup>17)</sup> 總噸數五〇〇〇型汽船の港灣經費を神戸と Sydney とについて比較すると次表の通りで實に Sydney は名目の價額では神戸の十倍である。<sup>18)</sup>

右の外に濠洲各港へ入港の船舶は、運賃所得に

16) 梅浦健吉・前掲書 p. 119.

17) How to develop the trade between Australia and Japan, p. 8.

18) Ibid., p. 8.

成人男子一週の名目賃銀所得平均

	ニュー ウスル	サエ ウズ	グイ トリヤ	クイン ランド	南オ スト	西オ スト	タス アヤ	濠洲 平均
	志片 102 11	志片 101 1	志片 101 2	志片 97 2	志片 100 7	志片 94 8	志片 101 2	
1929年12月31日	99 1	96 11	92 5	92 8	99 7	92 1	96 9	
1930年12月31日	93 5	82 2	89 0	75 0	84 1	79 9	86 10	
1931年12月31日	84 11	77 10	88 5	72 7	81 9	78 1	81 10	
1932年12月31日	81 11	77 0	88 1	73 5	81 4	78 0	80 6	
1933年12月31日								

概観日濠問題

課税せられる。New South Wales 州では總運賃所得の五％に對し一磅につき二志六片、外に Commonwealth として總運賃所得の七・二分の一に對し一磅につき一志の税が課せられる。又た外國船舶は入港中に本船上にて消費する物品につき課税せられる。前者はいふまでもなく輸出税の性質をもち後者は金額は少いにしても入出港の都度 Store List の記入提出を要し本船出港當時の多忙貴重なる時間と手數とを要する煩はしさに耐えない。

以上のような事實について日本側はその引下又たは撤廢を痛烈に要求して居るが、右については、White Australia Policy に立てこもる濠洲聯邦の勞銀の高いこと、英國系船主保護の海運政策とを顧みねばならぬ。勞働時間の制定・基本賃銀制の確立・産業仲裁々判所若くは賃銀委員會制度といふ三脚の上に立つて、別表<sup>19)</sup>のような高賃銀を維持する濠洲としては港灣經費の高率は當然の結果であつて、日本側の要求は實は濠洲聯邦成立以來の根本制度を動かさんとするものであることを指摘しておかう。<sup>20)</sup>

19) Official Year Book, No. 27, pp. 709—710 の表より作成。

20) 但し強制水先案内料については事情異なる、後述。

成人男子 Shipping 關係労働者一週の名目賃銀

1929年 12月31日	1930年 12月31日	1931年 12月31日	1932年 12月31日	1933年 12月31日
志片 107 0	志片 99 0	志片 81 10	志片 79 6	志片 80 9

十四種主要産業成人男子労働者一週の名目賃銀

志片 101 2	志片 96 9	志片 80 10	志片 81 10	志片 80 6
-------------	------------	-------------	-------------	------------

成人男子農業労働者一週の名目賃銀

(各種産業労働者中最低のもの)

志片 95 6	志片 87 5	志片 80 3	志片 74 9	志片 71 11
------------	------------	------------	------------	-------------

船舶運賃所得への課税並びに入港本船内消費への課税の如きも甚だ不當のものゝ如く見ゆるが日本船舶への特別な取扱ひではなく、畢竟英國系船主の保護といふことになり、且つ又た高物價による高き生活程度の維持といふ濠洲傳來の政策の一端と見るの外はない、たゞかゝる末稍的課税が決して濠洲自身の産業を發展せしめず結局英國系船主をも利するものでないことは瞭らかである。

濠洲港灣設備改善の問題については、日本側の要求は、小麥荷役の場合に取扱作業悪く、屢々包装袋を破り、short shipped, short delivery 等クレーム發生の原因となることを指摘し、且つ小麥の撒積荷役の設備は、New South Wales 州のみ silo, elevator<sup>21)</sup> を有し、他の州の諸港には何等の設備なく、前者にあつても費用頗る高く結局個品袋詰荷役

の方安價につくことを指摘して居る。<sup>22)</sup> 近年日本の製粉工業が輸出産業として進出して以來、主要な小麥の輸入製粉工業地帯は撒積荷役の施設完備して、加奈陀北米合衆國の小麥は凡て撒積荷役をなしつゝある、従つて濠洲がこの點について施設を改善するところなければ、後述の小麥取引に於ける他の事情と併せて、優秀さを誇る濠洲小麥の地位を失ふことゝなるであらう。尤も荷役作業の拙劣と、荷役設備の不完全はひとり濠洲のみの

21) 撒積穀類收容の倉庫。

22) How to develop the trade between Australia and Japan, p. 18.

ものでなく、また實に、英本國自身が夙に海運業者に指摘されるところであり、そして古色蒼然たるを意に介しなく John Bull の面目でもある。

港灣行政法規改正の問題については、船舶消毒法規の改正と沿岸強制水先案内人廢止の件が要求せられて居る。前者は全く衛生上の必要に基づく故に暫く措き、後者については、濠洲の海岸特に東海岸が珊瑚礁多く、殊に北はトールレス海峡より南ロックハムプトンに至る Queensland 州沿岸一帯は世界に有名な大保礁であるといふ自然的事情を考へねばならない。従つて水先案内の強制は航海の安全と航海技術の上から要求さるゝのであつて、分けて英國系船主は如何に安全と見ゆる場合にでも船長が水先案内をとることによる多少の費用の増大も船體の全損に較ぶれば比較にならずと考へる。この點とかく自己の航海技術に頼り——と云はふよりは寧ろ水先案内の出費を惜しむ日本海運が海損の發生についてもまた優秀であるのこそ却つて惜しむべきである。

以上を以つて shipping に關する問題を終へるが、この場合にも日本側の要求は多く妥當であるが、その内容を檢して容易に濠洲に容れられるものもあり、技術的に困難なものもあり、そして最後に金融及び爲替の問題同様濠洲の根本政策、その背後にある英本國との關聯性につきあたるものを包藏して居る。

(ハ) 經營經費に關する問題——については日本側は輸出手形の印紙税の輕減を要求する、即ち濠洲の印紙税法によれば濠洲よりの輸出手形には二五磅又はその端數毎に六片の印紙税を徴し、<sup>23)</sup>米國の無税日本の金額にかゝはらず一口三錢に比しては勿論、英本國の百磅を超ゆるものにつきてのみ百磅及びその端數につき一志徴

23) 但し Usance 付の手形に限る、How to develop the trade between Australia and Japan, pp. 6—7.

收に較べても尙ほ高い。この要求は従つて濠洲側の考慮するところであらうが、此處に注意すべきは、後にも述ぶるように濠洲は官業収入が歳入の一割七八分を占める相當重要な財源であること、税制が直接税よりも間接税中心になつて居ること、<sup>24)</sup>及び近年財政困難相續いて關稅引上も嘗つては財政上の目的の爲になされたことのある點等から觀て、技術的には簡單なこの要求も容易には實現しないであらうと察せられる。

經費節減に關する日本側の他の一つの要求は *cable charges* の輕減であり、夫れは日濠間の無線電氣通信の開設の要求として現はれる。外國貿易の凡ゆる取引が電氣通信を通してなされることは別の機會に於いて詳述したが、<sup>25)</sup>濠洲に於ける海外への通信は濠洲聯邦政府監督の下に、*The Eastern Extension Australian and China Limited, incorporated with the Imperial and International Communication Limited* (通稱 *I. I. C.*) 及び *The Amalgamation Wireless Australian Limited* (通稱 *A. W. A.*) の二社の獨占するところである。そして外國電氣通信に於いて無線の方が有線に比し迅速確正でもあり且つ料金も概ね低い故に最近は各國とも無線による通信が多い。而して濠洲に於いても英・歐洲諸國・南北米・加奈陀等へは無線通信を行ふにかゝはらず、日本・支那に對しては、未だ無線通信を開始しない。その爲に濠洲に於ける有線と無線の電信料金を各地別に比較すれば左の通りで、<sup>26)</sup>日本は無線利用の便宜を有たず、日濠間有線電信経路に故障あれば歐洲又はアメリカ經由の危険に曝され、且つ他國に比して高率の料金を負擔して競争上不利を蒙りつゝある、因みに在濠洲日本羊毛買付業者は *Estimate* に於いて羊毛一俵につき *cable charges* 三十錢を計上するものゝ如くである。<sup>27)</sup>

24) Official Year Book, No. 27, p. 378.

25) 拙稿・外國電信規約の改正に就いて 商學討究九卷上冊所載。

26) Official Year Book, No. 27, p. 215, 日濠協會々報第四號 pp. 125—126, 及び How to develop the trade between Australia and Japan, p. 6.

27) 梅浦健吉・前掲書 p. 120.

		有線 一語につき	無線 一語につき
英	國	2/0 d	1/8
佛	國	2/7	2/0 ½
獨	乙	2/6	2/1
伊	太	2/6 ½	2/1 ½
米	國	2/8	2/5
カ	フ	2/4	2/1 ½
加	ナ	1/7	1/0 ½
ア	ル		
アル	ゼン	4/5	4/0
チ	リ		
ベ	ノ	4/1	3/8 ½
ス	アイ		
日	本	3/5	ナシ

日本より濠洲へ	普通語	一語につき	¥ 1.69
日本より英國へ	同	同	1.38
日本より米國へ	同	同	1.38

日濠間の無線通信が技術上不可能であるかどうか筆者は今ま明らかにしないが、既に極度の發達を遂げた斯界に僅々四、〇〇〇哩の距離を連ぬることが不可能とは考へられず、現に日本無線電信會社は何時にても應諾の用意ある旨言明し、<sup>28)</sup> J. C. Latham も日本政府の日濠直通無線電信開始の要求に對し、「かかる高率料金が兩國の取引を阻害すること」を認め、濠洲關係當局へ「具

申して顧慮を促さんこと」を約した。<sup>29)</sup>

然かし此處にも濠洲の背後に潜むもの、強き事が存在する。濠洲無線通信を業とする A・W・A は純粹の濠洲系會社で、聯邦政府はその株の過半數を占めて居るが、之に對する有線通信の I・I・C は英國系であつて、茲に電氣通信を以つてその國の對外政策實現の、乃至は競争國へ對抗の道具たらしめようとする近代國家の意圖が瞭かに現れて居る、<sup>30)</sup> cable charges の問題が容易に解決せざる所以であつて、思ふにこの種の問題は日濠間の關係が通商貿易の分野以外にも更に密接となり、濠洲人自から對日本への cable charges の高率に苦しむに

28) 日濠協會・前掲書 p. 125.

29) レーサム閣下復命書の抄譯 p. 19.

30) 拙稿・外國電信規則改正事情に就いて往見。

至つて初めて英國系資本を動かす勢力となりうるのではあるまいか。

### C 各種取引商品の取引慣習に関する問題

此の問題については日本側の要求を商品別に列挙するにとどめよう、思ふに提出された要求は、永年の取引に發生したクレームであるか或ひは取引の上の懸引きであるかであつて、そして此の要求は多くの場合に買手としての強味をもつであらうから、

羊毛 (1)濠洲羊毛の classing 並びに sorting は近年粗雑なり、特にメリノ羊毛に太き纖維 doggy wool 多し、<sup>31)</sup> Queensland 羊毛には時々棘を混入す。<sup>32)</sup> 撰毛工程は羊毛工業の基本にしてその爲には classing, sorting の完全なるを要す。<sup>33)</sup> (2)羊毛の faulse packing あり。<sup>34)</sup> (3)羊毛荷造を改善すること、現行慣習は一俵三〇〇封度乃至三五〇封度で麻袋 sunny bag に入れるが、この麻袋には青筋を染付くる慣習あり、屢々脱色して羊毛纖維を汚し且つ包装費を嵩ばらしむ。(4)羊毛刈取後の飼養改善について、濠洲牧羊業者は羊毛刈取後所有を明かにする爲羊の背部にタールにて印する慣習あり、撰毛、洗毛工程に於いて障害となり「歩止り」を低下せしむ。<sup>34)</sup> 又た撰毛工程終る後撰別結果表を作りインボイスと付け合はせ、缺點が標準以上の場合クレームの原因となる。<sup>35)</sup> (5) 近來 fleece (刈り取つた完全な一匹分の羊毛) の skinning 不十分なり。(6)羊毛競賣を一年を通じて行ふよう延長すること。

31) 日濠協會々報第四號 p. 119.

32) 梅浦健吉・前掲書 p. 162.

33) How to develop., p. 14, 梅浦健吉・前掲書 p. 142 及び 163.

34) 梅浦健吉・前掲書 pp. 141—193.

35) 前掲書 p. 163.

小麥 (1) 品質不統一について。F・A・Q標準で契約し、CertificateはState Government又はChamber of Commerce as finalと約定するが、F・A・Qが州により異り又たその範圍廣きにすぎ、F・A・Qを嚴密に統一し、別にF・A・Q以外に、その下級のgradeを擴張せよ。(2) 品質検査の勵行について、black ears, coal dust, wheat stalksを含むことあり。(3) 重量不統一なり。(4) 積込の時取扱方不注意なり、撒積の設備をなせ。(5) 小麥の先物取引所を設立せよ。

牛脂及び羊脂 (1) 品質劣悪、New South Wales State Abattoire Tallow, Queensland &/or Melbourne &/or Sydney Prime mixed Tallow 級を望む、品質クレームある場合日本側はLloyds' Survey Reportを提出して濠洲側と折衝すれども濠洲側に認められず。濠洲新西蘭とのカゼイン取引の場合の如くGovernment又は他の權威ある機關のCertificateを附せば日本は之れを以つてfinalと認むるに吝さかならず。

日本よりの輸出の商品 日本より輸出の木材及び小麥包装用gunny bagにつき税關官吏と他の機關との取扱一致せず又た國により差別待遇あり。

以上の日本側要求は概ね濠洲側の傾聽するところとなつた。尤も右に對し濠洲側の意見を開陳し來たのは羊毛の項目のみであつて、sorting及びclassingについては羊毛價格激落の爲經費節約の爲疎雜に流れたこと近來大牧場の數増加せず小牧場増加し、羊種もメリノ種雜種と確然たる區別をせず混入放牧をすること、Fleeceのskirtingについては、近來完全にスカートしたのもスカートせぬFleeceも價格に大差なき爲經費を節約

しあることを述べ、然かし將來の善處を約し、特に羊毛分類の良否について買付値段に上下を實現せんことを求めて來た。包装用麻袋の青筋入りについては將來使用せぬ様注意すること及び羊の背部のタールの印付につきては石鹼可溶性のもの、研究を約し、*faulse packing* については羊毛競賣規則にて嚴重に取締りおるを以つて日本側要求の事實なしと一蹴し、メリノ羊毛の *doggy wool* 混入の點は、近來羊體を大きく育て、羊毛は太くなつても一頭の生産毛量を多くせんとする近來牧羊者の傾向を報じて居る。<sup>36)</sup>

#### D 其の他の一般的問題

以上のほか、日本側は日濠相互の主要都市に商品陳列館の設置、巡回見本市の開設、日濠商工視察團または觀光團交換のこと等を提言し、且つ濠洲側通商代表または商務官の日本駐在を要望し、最後に前述凡ゆる日濠關係の諸問題の根本的對策として日濠間通商條約の締結を要請して居る。<sup>37)</sup>

右の要望の前半は既に實現せられつゝあつて、經濟・宗教・教育・運動・社會事業その他觀光等凡ゆる方面に於いて、此の兩三年日濠關係は活潑に活動しつゝあり、通商代表の日本駐在も昭和十年（一九三五年）十月 E. F. Longfield Lloyd の商務官着任によつて解決された。たゞ日濠通商條約の締結に至つては、J. C. Latham も日本政府當局に對し右條約に關して必要な報告書類の提出を求め、迅速に日濠通商條約問題を濠洲政府に於いて處理するよう進言しよう<sup>38)</sup>と約したにかゝはらず、今に至るまで實現の曙光さへ現はれない。

36) July 19, 1932, The National Council of Wool Selling Brokers of Australia より The Australia Japan Society 宛の書翰の抜萃。

37) How to develop., pp. 9—10 及び p. 20, 日濠協會々報第四號 pp. 116, 122.

38) レーサム閣下復令書抄譯 p. 21.

思ふに濠洲聯邦 The Commonwealth of Australia は英國自治領 Self-Governing Dominion の一、普通に英帝國 The British Empire と呼ばるゝ大英聯邦 British Commonwealth of Nations の一組成分子であつて、「大英皇帝に對する共通の忠順によつて結合し」、「自由に聯合し」、「且つ「其國內及び國外問題の一切に就ては、互に對等の地位に立ち、何等地に従屬するが如き關係なき」、「同一君主を戴く一獨立國家たる權能を有するが、既に述べたように濠洲が外國へ使節を派遣した先例なく、<sup>40)</sup> 又は Latham 自から當時の外務大臣廣田弘毅に答へたように、「濠洲は常に英本國の外交官を煩はすことが出来るし又彼等は必要に應じて欣然濠洲の爲に代理する」<sup>41)</sup> のである。従つて「日濠通商條約問題を濠洲政府に於いて處理するよう進言」することを約した Latham さへも、廣田外相の東京に濠洲公使館の設けらるゝを日本は歓迎すべしとの言に對しては、「濠洲と日本との間には外交問題の起つたことは尠く又た尠い程好都合であり、濠洲公使を日本に派遣するとすれば濠洲は他の國へも之れを派遣することを考慮せねばならず、濠洲は眞に必要でない限り外國との一般的外交關係を開くを欲しない」と、答へて居る。<sup>42)</sup> 後に述ぶる濠洲と英本國との經濟上の依存關係と併せて考ふべき——而して日濠通商條約問題の歸趨を従つて日濠問題の將來を判すべき資料とするに足りよう。

#### 四 日濠問題の將來

39) 1926年10月倫敦に於ける英帝國會議の決議。

40) 本稿 p. 631.

41) May, 16, 1934, The Japan Advertiser 所載レーサム・廣田外相會談の記事抄譯。

42) 前掲 The Japan Advertiser. 傍點筆者。

日濠關係の過去に於ける發展を叙し、現在の謂ゆる日濠問題を素描したる筆者は、いまや茲に日濠問題の將來を考察せねばならない。但し將來を考察するとは、單純に、將來のあるべき相をトシ希望するといふ意味ではない、現在の諸問題を分析することによつて、そのうちに潛む本質的なものを抽出し、夫れが將來に必然的に發展しゆく姿を把握するといふにとゞまる。従つて(A)濠洲の關稅政策、(B)原料羊毛の輸入の將來、及び(C)將來の起りうべき諸問題、の三項に分ち論じはするが、孰れも日本側の希望乃至意圖をそのまま寫すのではなくて、かゝる意圖が問題の本質に照しあはせて、又た現在の諸事實の必然的な發展過程に於いて、どう修正乃至實現されるかを考へたいと思ふ。

#### A 濠洲の關稅政策

現在の日濠問題の核心が、あまりにも甚だしき日濠間の片貿易にあること、そして入超の側に立つ日本が、日本商品の輸出増加を望むにかゝらず濠洲の關稅政策が却つて日本商品拒否の方向にあること、従つて日本側の要求の第一は濠洲關稅の引下にあることは、一九三二年以降の濠洲關稅の推移と共に既に述べたところである。然かしかゝる chronological な記述は何等の意味を有しない、茲にはかゝる關稅々率の變更が何故に屢々なされたかを、換言すれば濠洲關稅政策の目標を、分析する。蓋しその目標が瞭らかとなれば、日本側の要求たる關稅引下が實現せられうるかどうかと自から教へられるであらうから。

濠洲聯邦統一前の關稅政策は暫く措く、聯邦成立後最初の統一關稅法は、一般に保護的色彩の強いものであつた。そして之れは普通に濠洲聯邦自身の産業開發の爲に採られたといはれる。

その後濠洲關稅政策は一九〇七年八月、一九〇八年六月の改正によつて新らたなる——そして現在に至るまで濠洲關稅政策の基調をなすところの目標をとつた。夫れは Lathum 自らいふように、自國の産業を保護すると同時に世界に於ける英帝國の貿易を獎勵することを目的として制定したもので、一般稅率と英帝國特惠稅率とよりなる、但し特惠の程度は從價約五%であつた<sup>3)</sup>。歐洲大戰は濠洲の關稅制度を必然的に動かしたが、孰れも戰時緊急の必要に應じたものであつてその目的にはその後久しくそして現在に至るまで變更はなかつた。

然るに歐洲戰後濠洲關稅は再び新たな目標をとつた。英帝國貿易特惠といふ一つの目標は働くことがないが、自國産業の保護といふ他の一つの目標がその内容を著しく變へた。即ち戰時中及び戰時直後歐洲諸國が生産並びに貿易の甚だしい衰退を餘儀なくした爲、濠洲は完成品工業に大いに進出し、從つて戰後歐洲經濟の恢復するや之れに對して新興産業の保護の爲に一九二〇—二一年の關稅改正を行つた、そしてこの改正は前記の目的を以つて特に纖維及び金屬工業の保護の爲稅率引上を行つたこと、英本國の商品に對する特惠率を引上げたこと、且つ或る産業が國內需要の三〇—六六%を供給するに充分となつた時に始めて課せられるところの停止關稅 Intermediate Tariff なるものを新設したこと、にその特色を有つ<sup>4)</sup>。

かくの如き關稅その他の保護によつて國內の製造業は發達し完成品の價格は騰貴したが、その爲に本來の原

- 1) 1901年10月。
- 2) 日濠協會主催、レーサム外相一行歡迎茶話會昭和9年(1934年)5月14日に於けるレーサムの答辭の一句。
- 3) 三菱經濟研究所・前掲書 p. 378.
- 4) Official Year Book, No. 27, pp. 224—225. 及び三菱經濟研究所・前掲書 p. 347, p. 379.

始産業の發展を阻害するといふ矛盾が現れたばかりでなく、一九二八—一九二九年以降世界恐怖の段階に入るや、農産品價格の激落から國民收入は減少し、後述するような財政の放漫から對外債務の利拂すら起債による餘儀なきこととなり、且つ世界の物價下落によつて從來の稅率による關稅壁はその效を失ふようになつたので、一九二九年より三一年に至る勞働黨内閣の前後十二回の關稅改正が行はれた。孰れも貿易收支による強壓の出超促進と關稅收入の増加による財政の緩和といふ目的が常に稅率改正の上に働いて、この段階に於いて濠洲關稅の濠洲財政々策上にもつ意味が顯著になつた。輸入禁止品が設定されたのも此の時期からである。かゝる政策は國民購買力の激減と相俟つて輸入を減じ、財政收入は増加しなかつたが貿易尻は出超となつた。然しながら當然に消費者の負擔を増加し、延ひて諸外國の報復手段を誘發する、こゝに前回の關稅々率改正の目的の修正が必然となり、従つて一九三二年一月勞働黨内閣を繼いで成立した統一濠洲黨内閣は從來の保護關稅政策は容認しつつ、禁止的高率關稅を廢する政策を採り、各商品毎に特別關稅輸入禁止 *Primage Duty* 等を廢止するに至つた<sup>6)</sup>。その跡の若干は前章に於ける關稅改正の略述にも覗はれる。

然るに一九三二年七月 *Ottawa* に開かれたオッタワ會議は、濠洲の關稅政策に更に新たなる方向を強制した、即ち從來は英帝國特惠といふ基本的方向に添ふことは勿論であつたが、より多くは國內的必要の爲に行はれた關稅政策の改變を、今度は全く英帝國經濟ブロック結成といふ新目標の方に強力に向けられることとなつた、右の關稅協定にいふ、(一)協定品目に對し協定の特惠マーヂンを維持し、又た擴張する必要な法案の可決を濠洲

5) *Official Year Book*, No. 27, pp. 224—225, 及び三菱經濟研究所・前掲書 p. 348, p. 379.

6) *Ibid.*, p.p. 226—227. 前掲書 p. 348, p. 379. 及び日濠協會々報第四號 p. 42.

議會に要請すること、(二)英本國に對する保護關稅は、目的達成の見込ある産業についてのみ實施すること、又た生産費の關係に於いても輸入英國品が濠洲産當該品と合理的競争をなしえざる如き高率の保護關稅を設けぬこと<sup>7)</sup>。

以上濠洲聯邦の關稅政策の變遷の跡を顧みて、常に二つの基本的なものが横はることを知る、その一は、濠洲の國內事情であり、他の一は、濠洲の對外事情——特に英本國への事情である。

濠洲は國內産業保護の立場から保護關稅を必要とする、と同時にその財政上の必要から歳入の源泉として高率關稅を必要とする。その理由は國內産業保護のことは別として財政上の理由のみに筆を限ると——

農・牧・鑛業等原始産業を中心とする新植民地の常として濠洲は、輸入超過國である。一九二二—二三年度以降、商品貿易收支は、一九二四—五年度を除いて一九二九—三〇年まで連年入超、その差額は金の輸出で決濟され、過去十九年間の濠洲の商品輸出入、金輸出及び對外受取支拂勘定のバランスは別表の通りであるが、尙ほ不足の分は外國に於ける起債で埋められる。

右の起債は後に觀るように概ね倫敦でなされたものであるが、一九三〇年度以降外債累増の爲と、一九三一年以降倫敦起債市場硬化の爲に、新規起債が困難となり、政府は禁止的高率關稅により輸入を防止せざるをえなかつた、この事實は今後も相當續くと思はるゝ。

濠洲聯邦政府の歳入は租稅、官業收入及びその他の歳入より成るが、その内大部分を占むるものは租稅收入

7) 日濠協會・前掲書 pp. 45—46. 傍點筆者。

8) Official Year Book, No. 27, p. 246. 勿論右の外に“invisible”な受取支拂がある、濠洲の同勘定は同書 pp. 874—875. 往見。

單位 百萬英磅	A 輸入	B 輸出	C 産金額	D 商品輸出 及産金高 B+C	E 商品貿易 D-A	F 金純輸出 F	G 對外支拂 受取 E+F
1914—15	64.0	58.0	8.5	66.5	2.5	- 6.3	- 3.8
1915—16	77.2	64.2	7.7	71.9	- 5.3	2.3	- 3.0
1916—17	76.0	86.3	6.6	92.9	16.9	4.8	21.7
1917—18	60.8	75.0	5.8	80.8	20.0	- 0.9	19.1
1918—19	95.0	106.8	5.4	112.2	17.2	- 5.6	11.6
1919—20	98.9	144.3	5.4	149.7	50.8	0.1	50.9
1920—21	163.8	126.8	4.7	131.5	- 32.3	0.6	- 31.7
1921—22	103.0	124.3	3.8	128.1	25.1	- 0.3	24.8
1922—23	131.7	115.6	3.3	118.9	- 12.8	- 1.1	- 13.9
1923—24	140.6	116.7	3.2	119.9	- 20.7	- 0.4	- 21.1
1924—25	146.7	160.4	2.8	163.2	16.5	- 12.3	4.2
1925—26	151.3	141.9	2.3	144.2	- 7.1	1.7	- 5.4
1926—27	164.1	132.7	2.2	134.9	- 29.2	8.6	- 20.6
1927—28	146.9	138.4	2.1	140.5	- 6.4	- 0.3	- 6.7
1928—29	143.3	138.6	1.9	140.5	- 2.8	0.8	- 2.0
1929—30	130.8	98.2	1.9	100.1	- 30.7	24.7	- 6.0
1930—31	60.6	76.6	2.2	78.8	18.2	9.7	27.9
1931—32	44.1	75.5	3.6	79.1	35.0	5.3	40.3
1932—33	56.9	78.8	4.6	83.4	26.5	12.3	38.8

一九三二—三三年度に於いては  
 總歳入の七六・四%を占めて居る、  
 そして濠洲の租税體系の特色は直  
 接税よりも間接税を主とすること  
 であり、關稅收入は前記年度に於  
 いて租稅收入全體の三八%、一九  
 二八—二九年度には五二・四%を  
 占めて居る、所得稅の二五%消費  
 稅の一八%に較べて關稅收入が濠  
 洲歳入の中に占める重要性が判  
 り、従つて濠洲政府の財政状態の  
 改善されぬ限り濠洲の關稅政策が  
 關稅收入を減少する方向に向ふこ  
 との困難なことが推察される。過  
 去五年度間の歳入状態及び歳入内

歳入中に占める租税収入の比率

(單位濠洲磅)	1928—29	1929—30	1930—31	1932—33	1933—34
租 税 收 入	56,303,489	58,187,775	50,420,106	53,959,042	56,146,036
歳入總額に對する%	75.2	75.4	72.5	75.4	76.4
官 業 收 入	13,404,412	13,969,124	13,148,341	12,653,704	12,894,580
歳入總額に對する%	17.9	18.1	18.9	17.7	17.5
其 の 他 收 入	5,186,898	4,986,490	5,998,473	4,919,552	4,472,193
歳入總額に對する%	6.9	6.5	8.6	6.9	6.1
合 計	74,894,799	77,143,389	69,566,920	71,532,298	73,512,809

概観日濠問題

租税収入中に於ける關稅収入の比率

	1928—29	1929—30	1930—31	1931—32	1932—33
國 稅	52.4	51.8	36.1	34.4	38.0
消 費 稅	20.5	20.0	20.0	18.2	20.8
販 賣 稅	—	—	6.9	15.6	16.7
地 租	5.3	4.9	5.5	4.0	2.9
所 得 稅	17.5	19.1	27.0	25.0	19.4
所得稅(聯邦政府 役人給料)	—	—	—	—	—
不 動 產 稅	3.7	3.7	4.1	2.6	2.0
娛 樂 稅	0.6	0.5	0.4	0.3	0.2
戰 時 利 得 稅	—	—	—	0.1	—
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

に占める租税収入の比率並びに租税収入中に占める關稅収入の比率等次の如し。<sup>9)</sup>

以上の理由を以つて濠洲が貿易收支に於いて出超となるか、歳入に於いて關稅収入に頼る程度を減少するか、に國內事情が轉換せぬ限り、國內事情から關稅の引上又はは少くも引下げを躊躇するといふ政策が屢々採らるゝことは推察されようし、日濠問題中の關稅引下といふ要求が、單純な通商政策上の問題

9) Official Year Book, No. 27, p. 378, 379.

濠洲關稅收入の内容

	1928—29	1929—30	1930—31	1931—32	1932—33
刺激興奮劑	2,658,071 <sup>磅</sup>	2,598,593 <sup>磅</sup>	1,045,601 <sup>磅</sup>	966,952 <sup>磅</sup>	1,027,012 <sup>磅</sup>
麻醉劑	2,412,859	3,069,426	2,875,840	3,888,656	2,529,473
砂糖	11,654	11,029	674	392	844
農產物	1,262,065	1,291,643	1,000,437	1,132,319	1,363,600
纖維服飾品	5,362,694	5,154,257	2,009,610	1,656,599	2,163,750
金屬及び機械	4,949,249	4,758,415	1,594,769	655,363	1,122,346
石油、塗料	3,092,522	4,137,016	3,945,960	5,032,748	5,392,554
陶器	710,052	713,599	360,889	179,885	275,660
藥品	545,958	539,275	358,334	252,357	287,736
木材	1,583,145	1,802,580	379,328	205,288	401,149
寶石	870,130	1,028,151	557,262	254,821	312,914
皮類	743,948	526,056	256,498	355,588	349,918
紙文具	762,357	878,800	732,888	420,551	424,732
自動車、乘物	3,193,211	2,315,739	377,688	114,938	337,858
樂器	267,824	138,329	13,855	4,518	6,451
雜品	998,785	1,116,340	704,833	452,290	640,737
プライメーシ	—	—	1,812,624	3,657,427	4,512,090
その他	78,231	77,792	137,137	134,938	164,969
合計	29,502,755	30,157,040	18,224,227	18,565,630	21,313,793

よりも濠洲にとつては深い根本問題に觸れられるものであることが明らかとなる。そして貿易收支が出超となるといふことは、濠洲の經濟財政の全面的發展が期待されねばならないし、歳入に於いて關稅收入に頼るといふことについては、次表の示す通り、關稅收入申服飾品及び纖維製品に對する關稅收入が非常に大きな部分を占めること、金屬機械類・石油・塗料・自動車等の基本的生産財又は高度の完成財への關稅引上は、國內製造工業保護の上からも又た抵

10) Ibid., p. 380.

抗力の強度の上からも甚だ困體であつて、従つて日本からの輸出品が織維品・玩具・陶器その他の輕工業品である限り、濠洲の國內事情から觀ても、日本は常に關稅引上の、又は引下げを躊躇する場合の、直接對象となりやすいことを指摘したい。<sup>11)</sup>

以上濠洲の國內事情の上から濠洲の關稅政策上の態度を批判したが、假りに、此の事情に於いては濠洲側の事情が變化して、日本の要求たる關稅引下の方向に轉ずるとしても、本項冒頭にかゝげた——そして濠洲關稅政策の根本基調の一つたる對外的事情即ち英本國の貿易特惠といふ理由がなほ殘る。一度は緩和の方向に轉じた統一濠洲黨の關稅政策が一九三二年 OFFICIAL 會議以來急角度に轉回した事實が明らかに之れを教へる。そして此の點に於いて日本が關稅引下の要求を貫徹しうるかどうかは、濠洲との貿易及び經濟關係全般に於ける日英兩國の地位、及び日英兩國の對濠洲輸出商品の種類及び競争力によるものであるが、前者は後の考察に讓つて此處では専ら後者を考へよう。

先づ日英兩國の對濠洲輸出を商品別に金額及び比率で見よう。<sup>12)</sup>

いま一國の輸出商品の第三國市場に於ける競争能力を推定するには政治經濟全般の要素を暫く除いても、その商品の品質と價格特に當該市場獨占の弾力性など複雑な分析を必要とするが、此處では假に濠洲市場での日本商品の獨占を誇りうるものあるかと觀るに、残念ながら一つも存しない、前表に掲げた九種の商品群は、濠洲聯邦政府筋が自から英國商品と競争品たるものと認めたものであるが、<sup>13)</sup>凡ては英國品の有力な市場、特に日

11) 勿論この事實のなかに後述の對策の一つも發見せられるのではあるが。

12) Official Year Book, No. 27, pp. 271—272. の表より作成。

13) Official Year Book, No. 27, p. 270.

		英 國		日 本	
		金 額 (磅)	全輸入 100 に對する%	金 額 (磅)	全輸入 100 に對する%
動物性食料品	1913	301,025	31.77	6,988	0.74
	1929—30	497,727	22.81	136,663	6.26
	1930—31	259,365	28.47	69,058	14.46
	1931—32	196,659	26.33	12,534	1.68
	1932—33	186,479	23.31	29,136	3.64
興 奮 劑 アルコール飲料	1913	1,227,561	63.04	1,689	0.09
	1929—30	1,307,566	82.58	—	0.00
	1930—31	488,775	92.19	6	0.00
	1931—32	198,357	85.52	3	0.00
	1932—33	402,322	87.38	—	0.00
纖維品服飾品	1913	12,254,561	61.48	475,973	3.13
	1929—30	18,427,684	56.61	2,988,352	6.43
	1930—31	7,913,673	49.78	1,641,178	10.32
	1931—32	7,359,720	53.21	1,689,969	12.22
	1932—33	9,319,633	53.80	2,466,327	14.24
金屬及び機械	1913	13,905,483	57.41	7,657	0.34
	1929—30	19,279,528	60.98	23,205	0.25
	1930—31	7,167,899	62.17	21,602	0.31
	1931—32	4,206,065	59.73	36,482	0.57
	1932—33	6,485,948	59.33	95,452	0.96
寶石貴金屬	1913	521,290	36.14	19,307	1.34
	1929—30	645,323	30.01	97,398	4.54
	1930—31	310,268	34.64	65,438	7.31
	1931—32	134,737	27.70	62,898	12.91
	1932—33	150,625	21.74	128,140	18.50
陶器セメント 硝 子	1913	650,138	41.52	21,493	1.37
	1929—30	1,291,885	57.36	123,118	5.47
	1930—31	464,241	56.68	74,940	9.15
	1931—32	261,531	50.43	100,551	19.39
	1932—33	448,465	50.29	179,371	20.11
藥品肥料	1913	1,020,647	37.49	139,178	5.11
	1929—30	1,835,367	36.11	46,264	0.91
	1930—31	1,094,371	35.65	24,823	0.81
	1931—32	1,100,644	41.21	45,174	1.69
	1932—33	1,359,691	36.87	143,889	3.90
ゴム皮革及び その製品	1913	485,216	28.26	688	0.04
	1929—30	509,313	24.60	968	0.04
	1930—31	225,955	29.34	897	0.12
	1931—32	177,711	26.60	4,167	0.62
	1932—33	197,365	30.60	17,791	2.76
紙及び文房具	1913	1,789,577	57.41	10,656	0.34
	1929—30	4,824,866	60.98	19,687	0.25
	1930—31	2,838,433	62.17	14,343	0.31
	1931—32	2,306,655	59.73	22,084	0.57
	1932—33	2,522,615	59.33	41,022	0.96
合 計 (その他を含む)	1913	40,948,803	52.37	950,300	1.22
	1929—30	54,241,400	41.48	4,181,643	3.20
	1930—31	23,275,830	38.43	2,379,558	3.93
	1931—32	17,404,818	39.52	2,396,734	5.44
	1932—33	23,523,988	41.38	3,536,581	6.22

本輸商品の大宗絹織物・綿織物等については、英國が一九一三年には全輸入の六一・四八%を占めた市場である。従つて日本側の要求たる關稅引下の要求は、常に濠洲市場に於ける從來の支配者英國品側からの抵抗があるものと想像せねばならない。

然しながら同時に日本商品の競争力の強さを次の事實によつて推察することが出来る。即ちいま濠洲市場に於ける日英兩國の最も烈しい競争品は絹織物・綿織物・陶器・硫黄であつて、右のうち絹織物・綿織物の纖維品については英國は一九一三年に六一・四八%、日本は僅かに三・一三%を占めたところ一九三〇—三一年には英國は四九・七八%に降り日本は一〇・三二%に上つた。前章に示したような關稅障壁が設けられたにかゝらず日本は一九三一—三二年、一九三二—三三年、一二・二二%—一四・二四%と躍進するに對し英國の恢復は五三・二二%—五三・八〇%と遅々として居る。陶器について見れば英國は一九一三年に四一・五二%であつたものが一九三二—三三年に五〇・二九%になつたにすぎないのに對して日本は一・三七%から二〇・一一%へ飛躍して居る。今ま之れ等商品の競争能力を兩國について精確にしえないことは遺憾であるが、與へられた關稅障壁にもかゝらずかゝる躍進を示した事實及び前表に示した八種類の兩國競争品の合計を觀て、濠洲の全輸入を一〇〇%として、そのうち日本品の占める割合は一九一三年の一・二四%から一九三〇—三一年には四・八%へ、一九三一—三二年には六・六七%へ、そして一九三二—三三年には七・九八%へ上つた事實から判斷して、日本商品の英國商品への競争力は相當に強力なものと察せられる。特に一九三二—三三年の日本から濠

洲への、前記競争品八種の輸入總額三、一〇一、二二八磅中、絹織物は一、四七五、二三九磅、實に四八%を占め、綿織物は五三八、八〇一磅、一七%、兩者合計實に日英兩競争品の日本よりの輸入のうち六五%を占める點から觀て、絹織物・綿織物が英國品にとつて最も強靱な競争力を備へたものであるに相違ない。この事實は濠洲關稅引上の對象が常に前記二商品であることによつても裏書される。

以上濠洲關稅政策の目的を分析し、到達したところは濠洲關稅政策の蔭には、自國の國內事情と英本國特惠といふ二つの根本基調があること、そして前者については普通にいふ國內産業保護の立場の外にこの上に尙ほ同國の財政上の理由による關稅收入の重要性があること、そして後者については濠洲市場に於ける英國商品の地位が、日本側要求への抵抗を濠洲に對して要求して居るといふこと、そして以上二つの必然の結果として、吾が國の要求たる關稅引下は單純に通商上の問題ではなくて、濠洲の政治——經濟發展の段階に照應せる——に深く入りこんでゐることを認めねばならない。

かゝる二重の困難に遭遇して、如何にして日本はその主張を貫きうるか、鍵は既に前述の諸事實のうちに潜むけれども、暫く原料羊毛の輸入といふ別の角度から、問題を考へて見よう、恐らく關稅引下げを要求するには、原料羊毛の輸入の制限縮少といふ武器を振りかざすの外ないであらうから。

## B 原料羊毛輸入の將來

求償貿易主義又は互惠貿易主義は、特惠貿易主義にとつて代つた時代の寵兒である。特に或る一國に對して關稅政策上の要求をなすに當つて、若しその要求の容れられざる場合には他の第三國から問題の商品を輸入すべきことを以つて對手國を牽制することは最も普通な政策であつて、特にその商品が當該國の輸出品として重要である時に最もよく効果を發揮する。但し同時に右商品が輸入國が果して第三國より該商品を輸入しうるか、輸入しうるとしてその得失如何が、右の牽制策の効果を決定する。

いま羊毛輸出は一九三二—三三年に於いては濠洲全輸出額一億一千八百萬磅中三分の一、三千六百萬磅を占める濠洲が據つてもつて立つところの基本的産業である。殊に後に述べるように日本はその主要なる輸出先である。従つて日濠關係調整の爲の日本側よりする濠洲への要求關稅の引下を求むるに當り、此の武器を使ふのは、他の羊毛買入見込先たる諸國へ日本商品の輸出を開始又は増進するといふ意味とは離れても、當然起りうることである。そこで問題は我が國は他の諸國から我が國の需要する羊毛を輸入しうるか、經濟的に可能か、技術的に可能かといふこと、及び右の他國より原料羊毛を輸入する外に濠洲羊毛への牽制策はないかといふことになる。

我が國原料羊毛の輸入は既に述べたように羊毛工業の發展過程に於いては比較的遅れたが、一度原料羊毛の輸入を開始してからは、久しい間殆んど全く濠洲羊毛に頼つて居たもので、互惠貿易主義を採用して濠洲以外の各産地の羊毛輸入を開始した後でも數量の上でも金額の上でも尙ほ次表のように絶對優位を占めて居る。<sup>14)</sup>

14) 海外經濟事情・前掲書に據る。

濠洲よりの輸入額		濠洲羊毛輸入總額の邦輸入總額に對する%	南阿よりの輸入額		アルゼンチンよりの輸入額	
數量	金額		數量	金額	數量	金額
百斤 1,372,921	円 83,299,123	96.6	百斤 1,182	円 64,504	百斤 19,442	円 873,816
1,448,158	84,245,799	96.2	17,386	1,031,553	8,095	481,106
1,705,653	156,513,529	95.3	28,906	2,529,467	30,918	2,427,232
1,165,320	159,241,408	85.4	38,961	5,780,699	59,392	7,552,655
1,727,021	182,007,020	94.9	19,401	1,872,253	7,107	611,568

イから 4,300 俵を輸入した。

さて羊毛は大別して、メリノ羊毛、雜種（クロスブレッド種）羊毛及びカーペットタイプ羊毛の三種とし、メリノ羊毛とはメリノ種細羊毛の毛であつて六十番以上百二十番の織細な羊毛工業原料として最も重要なもの、雜種羊毛はメリノ種細羊毛と長羊毛種細羊毛との交配羊毛であつて、織度三十六番から五十八番のもの、カーペット羊毛は太い粗剛の二十二番から三十四番迄の羊毛である<sup>15)</sup>。そして前記我が國の羊毛輸入先につき一九三三—三四年度の羊毛産出高をメリノ種及び雜種に分けて見ると、數量及び比率に於いて次の通りである。<sup>16)</sup>

従つてメリノ種羊毛については、他の事情例へば價格運賃等の條件相等しければ、南阿聯邦は濠洲に代はる有力な供給地でありうるし、又た若し雜種羊毛が輸入使用されうるとすれば新西蘭アルゼ

	メリノ羊毛	羊毛産出高の%	雜種羊毛	國産の%
濠洲	千俵 2,128	82	千俵 451	18
新西蘭	—	2	638	98
南阿聯邦	913	約100	—	—
アルゼンチン	—	—	1,150	約100
ウルグアイ	—	—	349	100

15) 梅浦健吉・前掲書 p. 102.

16) 前掲書 pp. 99—101.

	羊毛輸入總額	
	數量	金額
1931	1,440,405 <sup>百斤</sup>	86,145.716 <sup>円</sup>
1932	1,543,992	87,559,423
1933	1,805,842	164,191,832
1934	1,372,860	181,455.460
1935	1,840,980	191,760,871

右の外に1933—34年にはウルグア

ンチンも亦供給地として可能である。

我が國に現在輸入せられる濠洲羊毛は、後述するように殆んど全部メリノ種羊毛であるから、先づ南阿羊毛が濠洲羊毛にとつて代りうるかどうかから吟味しよう。

南阿産メリノ羊毛は濠洲産のものに比し價格に於いて一割内外高い、用途は濠洲産メリノ羊毛と同一であるから割高の羊毛となり、互恵貿易の必要上または濠洲への牽制策として南阿羊毛の買付をする際

は、一俵につき數十圓の差損がある。従つて若し濠洲羊毛に全然頼ることから他市場よりの輸入に移る場合には、既に第三章に述べたような何等かの方法でこの差損が償はねばならない、現に商工省の斡旋によつて、羊毛工業會及び南阿への輸出業者からの釀出金または輸出業者の補償金によつて補填し、採算を超えて南阿貿易の買付獎勵がなされ、互恵貿易の實現がなされて居る<sup>17)</sup>。従つて之れを更に日濠問題への牽制策として振りかざす場合には、この犠牲負擔者の中に對濠輸出業者も加へられることゝならうし、更に擴大しては、濠洲に於いて問題となつた日本よりの輸出商品人絹織物がその市場を喪失せずして利益を享受しえたことを、その商品全體として償ふ意味で、從來各市場別に結成された輸出組合が聯合體として右の補償に参加するといふことも考慮されねばならない、このことは從來地方別商品別に構成された各輸出組合が一つの共同の目的の爲に協力

するといふ經濟上の全體主義が、通商貿易の上にも適用されることで、従來自由競争が日本の輸出増進の有力な——ある論者によると唯一の——武器とせられたものに、新たな方向を示唆するものである。

新西蘭産羊毛はその主體が雜種羊毛である爲、メリノ種を主とする濠洲羊毛とは同一には見られないが、價格に於いて脂付羊毛一封度につき左表の通り平均三割方安いから、<sup>18)</sup>若し原毛の價格差が製品の價格差に及ぶとすれば、濠洲産の細番手雜種羊毛に對しては或る點迄代用しうると考へて宜しい。<sup>19)</sup>

	濠洲羊毛 脂付一封度につき	新西蘭羊毛 片につき
1927—28	片 19.50	片 16.7
1928—29	16.44	14.9
1929—30	10.29	8.5
1930—31	8.59	5.7
1931—32	8.46	5.2
1932—33	8.72	5.1
1933—34	15.84	11.0

濠洲羊毛に對する他の産地羊毛の代用可能如何の經濟性を考へるには、前記價格の外に運賃を考慮せねばならない。この各地より日本迄の運賃額については今までの資料を入手しえないから、正確に比較は出来ないが前章觸れた濠洲羊毛運賃一封度につき一片四分の一に對し南阿・南米〇・六片（何れも濠貨）としてこゝには羊毛工業の對外國競争力といふ點から觀て、他産地の羊毛を濠洲羊毛に代用しうるかを觀よう、蓋し我が國の羊毛工業は今や既に輸出工業に進出したのであ

るから、此の點の吟味も無用でないと思ふ。

今ま、英國の輸入羊毛の總量を産地別にすると、濠洲羊毛三二%、新西蘭羊毛二五%、南阿羊毛二三%、アルゼンチン羊毛及びウルグアイ羊毛一四%であつて、若し我が國が假りに右と同比率で各産地から羊毛を輸入

18) 前掲書 p. 109. 羊毛値段については濠洲産は National Council of Wool Selling Brokers of Australia, 新西蘭はダルフゲイ—羊毛年報に據る。

19) 梅津健吉・前掲書 p. 109.

積出港	濠洲 シドニー	新西蘭 ウェリントン	南 ポ リ ザ	阿 ト エ ス	南 ベ イ ス	米 ノ ス ・ ア イ レ ス	計	運賃 比率
(A) 英國 Liverpool 迄の距離	哩 11,460	哩 11,185	哩 6,540		哩 6,300			
(B) 神戸迄の距離	4,450	5,400	7,919		11,900			
(C) 原毛輸入割合	% 32	% 22	% 23		% 14			
英國迄の運賃比率 A × C	367	246	150		88		851	100
神戸迄の運賃比率 B × C	142	120	182		166		610	72

備考 1. 各地よりの距離と其他より輸入する羊毛量の比率との相乗積が運賃率を示すと見做す。

2. アルゼンチン及びウルグアイの羊毛はベノス・アイレス積出と假定す。

すると假定すると、英國 Liverpool 迄右の割合で各産地の原毛を輸入する運賃と、神戸まで輸入する運賃の比率とは上表の通り一〇〇對七二で我が國の方が遙かに有利である。<sup>20)</sup>

即ち現在のように羊毛工業原料を全く濠洲羊毛に頼ることをやめて各産地羊毛を輸入しても、そして假りに各産地よりの運賃が濠洲よりの運賃より多少高いことがあつても、輸入羊毛の産地別比率が英國同様である限り、少くも羊毛工業の對外國競争力の上では弱小になるといふ結果になることはない。

以上で濠洲羊毛に代へて他産地羊毛の輸入を試みることの經濟性を考察し、その結果は決して不可能でないことを實證し、夫が經濟的 possible の爲には貿易經營の態度の上に新たな方向が與へられねばならないことを説いたが、次に、從來全く濠洲羊毛に頼つた輸入羊毛を、或る政策上の見地から各産地分散に變更することの羊毛工業の技術上可能であるかどうかを吟味する。何故かなれば、羊毛工業は、他の纖維工業と異つて甚だしく技術的に——特にその初期の基

20) 前掲書 p. 123.

本工程に於いて——複雑困難であり、且つ原料が甚だ高價である爲に些細な點の缺陷は直に全羊毛工業の根柢を覆すこととなりうるし、加へて又た、我が國の羊毛工業は濠洲のメリノ種羊毛でなくては存立しえないかに濠洲側が考ふるは勿論、我が國にも此の見解に同する人がなほ多いと信するから。

此の點については確かに一つの難點がある、夫れは羊毛工業過程に櫛毛工程 *combing* といふのがあるが、此の *comber* に大陸式コーム、ノーブル・コーム、リスター・コーム、ホールデン・コームの四種あつて、大陸式コームはメリノ羊毛の如き繊細な短毛に對してトップ歩留りの點、小毛礫及びバーの除去能力に於いて優秀、ノーブル・コームはメリノ羊毛にも雜種羊毛にもかけられ、且つ生産高の多いのが特色である。<sup>22)</sup> 簡単に云へばメリノ羊毛に關する限りは大陸式が最適、ノーブル・コームは兩種に用ひられ、特に單色に染めた數種の襪を同時に仕掛けて混色をする時には甚だ結果がよい。然るに我が國は原料羊毛輸入の最初から濠洲羊毛たるメリノ種に頼つた爲、コームの大部分はメリノ種羊毛に向くよう出來て居る、即ち羊毛工業會加盟生産會社の設置梳毛機總數一、一六四臺のうち一、〇七一臺までが大陸式である。<sup>23)</sup> 従つて雜種羊毛仕掛に不利である。此の點は濠洲側の早くも看破したところであつて、「日本に据付けられて居るトップ製造機械は殆んど全部大陸式で、明らかにメリノ羊毛を使用するよう設計されて居るから、日本の羊毛工場の能率をあげる爲には、専ら濠洲羊毛に頼らねばならぬ」と云つて居る。<sup>24)</sup>

かゝる大陸式コームを、雜種羊毛梳毛には適したノーブル・コームに代へるのは、梳毛機一ライン八臺約

21) 本稿 pp. 673. 參照。

22) 梅浦健吉・前掲書 pp. 205—207.

23) 羊毛工業會加盟生産會社生産設備一覽による、梅浦健吉・前掲書 p. 486.

24) レーサム閣下復命書抄譯 p. 14.

拾萬圓といふ價格から見ても、又た資本の償却から見ても決して容易ではない。

然かし我が國羊毛工業界の權威は、南阿羊毛は織細柔軟細番手の梳毛糸の紡出に適するものであるにかゝらず、我が羊毛工業の技術は今尙ほ之れを濠洲羊毛以上に使ひこなせず、濠洲羊毛使用の場合にも、撰毛作業の稚拙なる爲に、粗雜なる撰別のまゝ直ちに洗毛へ廻はし、俵中に混入する優良羊毛と下級羊毛とを混用し結局品質を最下級の纖維までおとすことによつて羊毛の備へる自然の價值をそのままに最大限に實現しえないと嘆じ、<sup>25)</sup>若し羊毛を先進羊毛工業國同様にその本來の價值を活用しえたら南阿羊毛、新西蘭羊毛を更に使用しうるであらうと説いたことがある。現にメリヤス製品中純白のものと色染のものと較ぶるに前者は後者の二割にも達すまじく、染めて用ゆる製品にメリノ羊毛の雪白な優良纖維を用ふるは明らかに無駄であり、黄味勝ちな南米羊毛にても足りよう。従つて若し南阿・南米各地の羊毛を適當に混用するなら、右大陸式コームを使用することの不利を補つて餘りあるべく、否な濠洲羊毛のみを使用する場合でも、若し我が國羊毛工業の技術が更に一段の發展をとげるならもつと自然の備へる價值を大きく利用しうるに相違ない。

以上のような理由から羊毛工業の技術の上から見て、今後は恐らく雜種羊毛の使用が大いに問題となるべく、又た假りにメリノ羊毛を使用する場合でも従來以上に撰毛に留意することによつて、その價值を極大に利用するに努むることであらう、この場合にメリノ羊毛に最適な大陸式コームの使用によつて經濟能率が若干は低下しても、同時に羊毛工業としての經濟性が全體として大となれば差支へなく、そして若し羊毛輸入の分散

25) 前掲書 pp. 110, 122, 140.

が國策として必要であるなら、此處に羊毛工業の技術の進歩が文字通り國家の利益を生むことになる。

以上を以つて原料羊毛の輸入先を變更することの經濟的技術的可能性を考察したが、右の外に尙ほ濠洲羊毛輸入の貿易經營に於ける仕方によつて濠洲側を Press する路がある。

その一つは濠洲羊毛買入制度の改善である。即ち濠洲羊毛は競市による買付であり、賣手側たる濠洲には Wool Brokers Association の如き強力なる團體があるにかゝらず、我が國は各羊毛工業會社が各個に相競つて指値にて買付人をして買付させ、その爲に徒らに羊毛價格を吊上げ、且つ買付人は不統一な競合による値段の昂騰により何等の利害關係もなく、現在の如き巨額の買付量を以つてなほ濠洲市場を左右しうる狀勢を生かさないのは甚だ遺憾である。買付平均價格一割を低下しうるとして買付額一億圓として一千萬圓を節約しうる、我が國カルテルの雄羊毛工業會その他關係業者の善處が切に望ましい<sup>26)</sup>。若し精密な考察に俟たずして立言することを許さるゝなら、濠洲羊毛といふような單一の、その買付に特殊の技能と巨大な資力とを要する商品の輸入こそ、輸入組合又は Chartered Company 風なものを設立して、輸入の統制を實現しうべく、そして之れは又た吾が國のような重要原料輸入國にとつては、輸入國策への態度決定を促す一つの契機となるものではないからうか。

羊毛の輸入制限に關聯して考ふべき他の一つは反毛、襪褸の利用である。我が國モスリン工業の發達は羊毛工業の母である。そしてモスリンはメリノ羊毛の粹である。この襪褸の利用は——反毛機にて再製羊毛とし

26) 此の項梅浦健吉氏の所説に據る。前掲書 pp. 120—121.

て單絨を作る——輸入羊毛の節約となる。英國は一九〇九—一三年の平均羊毛消費四千六百萬封度の内回收羊毛の使用は三割、二億四千四百萬封度、一九一九—二七年間の戰後輸入羊毛の自由なる時代にも平均消費七億二千萬封度の内一割六分、一億一千萬封度は回收羊毛——襪褸の利用によつて居る、<sup>27)</sup>我が國羊毛自給策の上に頂門の一針たりえよう。

残る一つに人造羊毛の問題があるが、之れは尙ほ技術的に遠い將來であり、又た若し可能となれば、濠洲羊毛を press すると同時に世界の羊毛工業全體の問題である故に茲には觸れない。

以上日濠問題解決の鍵としての原料羊毛輸入の問題を考察したが、同じく考へらるべきものに羊毛の自給、羊毛工業の確立の問題がある。夫れは屢々國內生産の問題としては北海道拓殖計劃事業として、又た謂ゆる日滿支統制經濟の問題としては滿蒙羊毛、北支の羊毛問題として取りあげられる。茲では兩方を一括して日濠問題解決の鍵の一つとして關する限り考察する。

本稿第二章冒頭にのべたように我が國の羊毛自給の歴史は失敗の歴史である。現在の緬羊數は三萬五千餘頭英國の千分の一、佛本國の三百五十分の一、伊太利の二百五十分の一、丁抹の二十五十分の一、濠洲の三千分の一である。<sup>28)</sup>

然かるに茲に我が國牧羊事業は成立するといふ説がある。飼育管理は容易、老幼婦女子も之れに當りうる、飼料は農村の粗飼料中心、農業生産物の殘廢物蠶沙、殘桑、果樹剪定の枝葉、海草等を使用しうべく羊肥は金

27) 前掲書 pp. 269, 463.

28) 梅浦健吉・前掲書 p. 132.

肥を節約しうる。<sup>29)</sup>雨量温度土壤も適當であり、權威者の説では、日本内地朝鮮にて千五百萬頭滿洲國にて千五百萬頭飼育可能といふ。<sup>30)</sup>

羊毛輸入地分散論には比較的冷靜な濠洲側も此の問題には相當深い注意を拂ひ屢々専門家を派遣し、北海道・朝鮮・滿蒙の曠原の調査將來性を研究して居るが、<sup>31)</sup>その意見を綜合するに、滿洲の氣候・水質・土質・家畜の病氣等より見て、濠洲の如くに工業的價値ある優良羊毛を産出する羊を育てることは困難といふに一致して居り、<sup>32)</sup>北海道については何等の意見の發表がない、然かし吾が國內にも之れに疑惑をもつ人士が多い。

以上を綜合して、我が國內及び滿蒙支の緬羊飼育が現在の日濠問題解決に直ちに利用しえないのは疑ない上に、假に羊毛工業獨立の爲に、緬羊飼育が必要且つ可能なりとしても土地、自然、氣候の條件が難く飼育の困難なこと明らかな牧羊業の如きは當局の熱心なる獎勵補助、當業者の不撓不屈の熱情——夫れは信仰にまで高められることが必要である、チーズ製造の場合と同様に——が必要であり、且つ羊毛刈取後の羊肉の利用が講ぜられることが肝要であること、冷凍羊肉の倫敦市場への輸出が濠洲の牧羊業を成立せしめた歴史の教へるところである。<sup>33)</sup>

之れを要するに日濠問題解決の爲に濠洲羊毛の輸入を制限する策は、Latham によつて頗る價値なきものゝ如く、濠洲の供給國としての安全な地位を誇らしめたが、<sup>34)</sup>そして夫れは羊毛の國産自給の點では正に然かりであるが、羊毛輸入先の變更といふ點及びその他の二三の對策の上では必らずしも價値なしとしない、たゞ之れ

29) 農林省畜産課長石崎芳吉氏談、

30) 日濠協會專務理事井島重保氏の意見。

31) 繁をさけて一々名を擧げず、詳しくは日濠協會日誌に見よ。

32) 濠洲 Sydney University, K. Ross, Dr.; Sydney, United Insurance Co. of Australia, W. J. R. Scott; Latham 等の意見。

33) E. Shan, Ibid., p. 342.

を最も有効に發現せしめるためには次の如き、濠洲の背後にあるものと濠洲との關係、特に濠洲内部に於けるその關係の矛盾を把握し且つ我が國一般の日濠問題についての正確な深い理解が必要である。のみならず從來は、組合内部の技術的な統制に立つて居た輸出の統制を、別の意味で一つの指導精神に據る全面的輸出統制へ發展させること、及び原料輸入を一つの國策として、從來は貿易統制即ち輸出統制としてともすれば見失はれがちであつた輸入の分野に一つの原理に立つ統制をもちこむのでなければ、この問題を完全に解決することは困難であらう、そしてこの意味に理解してはじめて、日濠問題といふ一部分的通商問題が、國民經濟の、また世界經濟の上にもつ重要性を悟りうるのである。

### C 將來起りうべき諸問題

現在の日濠問題は關稅引下を繞つて、主として羊毛の輸入分散が論議せられ、羊毛の自給が希望せられて居るのであるが、茲には將來の起りうべき又は考察さるべき諸問題を列擧するにとどめる。

(イ) 日濠間の漁業問題——此の項目のなかには漁業労働者の問題と漁業問題とが入る。

一九〇三年亞細亞人移民制限以來、永住の目的を以つてする日本人の移民も禁止されたが、漁民だけは、海上生活者の意味で居住が許されて居る。多くは眞珠貝採取業者でその數は明らかではないが、木曜島附近から西へ Port Darwin, Blume 方面へかけ千を以つて呼ぶ數に達して居る、特に眞珠貝採取が木曜島附近の淺海からア

ラフラ海の深處へ移るにつれ潜水に巧みな日本人漁夫が歓迎されて居る。そして之れ等漁夫——海上生活者として濠洲内居住の——は、主として英國系事業家に雇傭せられて居るもので、その労働條件は、北洋漁業の場合にもまして劣悪、殆んど半奴隷の境地にあるらしし、Port Darwin の地方が濠洲聯邦の直轄州 Territory となつた意味、英・印・新嘉坡・爪哇・濠洲を連ねる航空路通商路の要點、新嘉坡等港と相竝んで要港たる Port Darwin 夫れ等を併せ考へ、且つ又た同港が濠洲の眞珠貝採取業の中心となりつゝあること、及び右の事業には日本人漁夫が絶対必要なこと、等々を併せ考へて、之れ等被雇傭邦人漁民問題が必らず將來問題となることが推論出来る。と同時に又た日本人經營による眞珠貝採取業自身の問題がある。最近、蘭印度ドボから木曜島、オンソロ、ポート・ダーイン、コンセック、ブルーム地方アラフラ海への日本の眞珠貝採取船の出漁は激増しつゝあつて、南洋パラオを根據とするものゝみでも船數三十六(計畫中二十五)従業人數二千餘人、その採取眞珠貝は蘭印度、ドボ、マカッサルを中心に主として支那系仲買人によつて賣捌かれ、年額百五十萬圓以上の貿易外受取勘定を作りつゝある。然して最近は某々大手筋も積極的に事業援助擴張に乗り出しつゝある。そして右の眞珠貝採取業が、英系の眞珠貝採取業大きくは英國系事業を脅やかす意味でも、又た事業上の理由からも、常に英國側の巧みなる阻止、防害、拒否に遇ひ、又た蘭印度側の最近の態度急變による邦人漁業への迫害となりつゝある。現に濠洲の貿易關稅相は一九三六年二月二十八日、日本人漁夫が木曜島附近の眞珠貝採取場に侵入した廉で逮捕令を發した。<sup>35)</sup>最近南氷洋の捕鯨工船漁業に日本人の進出するものあり、その根據地を濠洲附近におく限り

35) 東京朝日新聞、昭和十一年二月二十九日。

之れ又た問題の發生を防ぎえない。詳論は次の機會に譲つて今まは問題の提出にとゞめる。

(ロ) 北海道拓殖事業の進展とその酪農製品の競争——北海道拓殖事業の進展は酪農製品の輸出市場を求め、現に新嘉坡を中心に、爪哇スマトラの南洋に進出しつゝある。そして酪農製品は濠洲の主要生産物の一で、現在は大部分英國へ輸出さるゝが、此の地方も亦距離の上から又た資本系統上から、當然にその商權範圍に屬し、將來此の市場で争ふことゝならう。果實加工品も亦同様である。

(ハ) ニューギニヤを中心とする問題、ニューギニア Papua は先年濠洲聯邦の直轄州となつた。そして又た日本の南方經綸の前進根據地パラオから三日の航程にあつて、現に日本の資本筋が有力な利權を有つ、然かも全く日本人の入地は許されない。南洋委任統治領の植民政策の發展は當然此の方面にも將來問題を起しうる。

## 五 結——日濠問題の背後にあるもの

本稿序に於いて、東南洋の世界貿易の地位を顧み、且つ主要工業國との關聯を考察して、太平洋中心時代に於ける日本の躍進を示し、そして何故に日本を中心とする通商貿易の諸問題が起るかを分析した。その結果は關稅の障壁・輸入の制限・割當・許可等による國內市場の擁護と低爲替による外國市場の獲得による各經濟ブロックの強化擴大の争闘——そして破局的海外市場の再分割の一步手前に、數々の會商協議がなされて居るこ

濠洲への輸入

	1913	1928—29	1929—30	1930—31	1931—32	1932—33
英本國	41,135,000 英磅 %	57,022,757 英磅 %	54,248,339 英磅 %	23,283,784 英磅 %	17,408,811 英磅 %	23,541,877 英磅 %
	52.6	39.80	41.97	39.60	40.63	42.54
其の屬領	—	19,121,234	15,635,217	8,489,692	6,807,673	8,773,333
	—	0.45	0.67	0.72	0.83	0.83
英帝國	55,970,000	76,143,991	69,883,556	31,773,476	24,216,484	32,315,210
	71.6	53.14	54.07	54.04	56.52	58.39
佛國	2,223,000	3,700,279	3,070,645	1,498,306	1,145,829	1,195,470
	2.8	2.59	2.38	2.55	2.67	2.15
獨乙	7,029,000	4,545,501	4,341,678	1,997,056	1,427,079	1,831,636
	9.0	3.17	3.36	3.40	3.33	3.33
伊太利	—	1,449,629	1,350,849	658,308	453,891	676,139
	—	1.01	1.05	1.12	1.06	1.22
日本	950,000	4,707,299	4,181,643	2,379,558	2,396,734	3,536,581
	1.2	3.28	3.24	4.05	5.59	6.38
蘭領印度	1,070,000	7,091,619	6,282,653	4,011,194	2,645,948	2,930,951
	1.4	4.96	4.85	6.83	6.18	5.29
米國	9,523,000	35,307,343	30,313,535	11,399,005	7,037,417	8,084,047
	14.0	24.64	23.45	19.39	16.43	14.00
合計	—	143,299,604	129,252,175	58,790,869	42,845,583	55,347,447

とを知つた。

謂ゆる日濠問題も畢竟この範疇を出でないこと、日濠關係の發展を叙し、日濠問題の現在を解剖し、その將來を按ずるに當つて、絶えず摘出したところである。そして茲に日濠問題の普遍性が存在する。即ち暫く夫れを説かうなら、濠洲の諸外國よりの輸入をその對手國別に觀ると左の如くである。<sup>1)</sup>

即ち嘗つても今も濠洲への輸入に壓倒的優勢を占むるは英本國である、然かしその割合は漸減、少くもあまりには伸びない、

1) Official Year Book, No. 27, p. 247—8. 1913年は三菱經濟研究所、前掲書359より引用。

之れに次いで米・日・佛・蘭印よりの輸入は戦前に比し著しく増加し、米・日は特に發展、日本は英本國との競争品たる纖維品に於いて漸次英本國の壘を磨しつゝある。

かゝる形勢は濠洲にのみ特殊なものではなく既に東南洋の他の諸地方でもさうであつた。<sup>3)</sup> かゝる形勢の下に一九三二年光輝ある金本位から離脱して、國際商戦に乗り出した英國が陽の沈むことなきその諸領土を連ねて以つて英帝國ブロックの結成に急いだこと Ottawa 會議の根本目的であつた。その結果は直ちに日濠關係に響いて一九三二年七月のオッタワ協定による關稅改正となり、時に或ひは好轉するかに見える日濠通商條約協定を忽ち反轉せしむる所以である。即ち昭和七年（一九三二年）四月日本政府がシドニー總領事を通じて濠洲政府に日濠通商暫定條約締結方申入れたに對し、オッタワ會議直前との理由から、何等の決定的返事を得ず、<sup>4)</sup> 昭和十一年（一九三六年）初來好轉の日濠關係が忽ち硬化したるは、ランカシヤ濠洲間貿易増進の爲派遣された遣濠貿易使節サー・アーネスト・トムソン、シー・エヌ・エリス一行が三月二日メルボルンに到着した<sup>5)</sup> 後間もないことによつても瞭かである。このやうに日濠問題の背後に英本國の存すること、そしてその經濟ブロックの強化が常に望まらるゝことは、現在の世界貿易の諸問題と共通のものであるが、等しく英帝國ブロック強化と日本の進出といふ問題でありながら、その解決の遷延といふ點で日印問題、日加會商の場合と異なるは何故であらうか。夫れは日濠問題のもつ特殊性による。そしてその特殊性とは、筆者は濠洲聯邦自身のもつ經濟上の特殊性と、及び濠洲聯邦が英帝國ブロック内にもつ地位の——英本國との結合の仕方の特殊性とに歸したい。

2) 本稿 p. 676.

3) 同 第一章。

4) 出淵大使歡迎會席上の出淵大使の挨拶中の一句、日濠協會々報第四號 p. 7.

5) 東京朝日新聞、昭和十一年（1936年）3月8日記事。

濠洲よりの輸出

	1913	1928—29	1929—30	1930—31	1931—32	1932—33
英本國	英磅 33,966,000 % 45.4	英磅 50,046,841 % 36.10	英磅 43,357,463 % 44.13	英磅 39,600,153 % 44.02	英磅 47,523,652 % 49.79	英磅 47,196,727 % 47.81
其の屬領	— —	19,863,612 14.32	12,807,127 13.03	9,973,578 11.08	8,891,331 9.24	9,402,507 9.52
英帝國	40,547,000 54.2	69,910,453 50.42	56,164,590 57.16	49,573,731 55.10	56,714,983 59.03	56,599,234 57.33
佛國	9,684,000 13.0	15,141,155 10.92	10,134,578 10.31	6,747,944 7.50	4,636,602 4.83	6,054,054 6.13
獨乙	6,873,000 9.2	9,730,330 7.02	6,246,960 6.36	5,310,575 5.90	3,922,479 4.08	5,089,724 5.16
伊太利	893,000 1.2	5,169,404 3.73	2,761,293 2.82	3,494,885 3.88	3,631,915 3.78	3,275,500 3.32
日本	1,429,000 1.9	11,518,986 8.31	6,555,003 6.67	9,500,499 10.56	11,959,012 12.13	11,468,459 11.62
蘭領印度	825,000 1.1	2,030,023 1.46	2,080,722 2.12	1,412,525 1.57	1,333,959 1.39	1,207,890 1.22
米國	2,631,000 3.5	5,831,794 4.21	4,233,772 4.31	2,930,407 3.25	1,990,262 2.07	1,341,241 1.36
合計		136,648,434	98,258,609	89,963,226	96,074,471	98,723,722

濠洲聯邦自身の經濟上の特殊性とは、既に述べたように労働基本賃銀の設定、労働時間の制定及び産業仲裁々判所の三つの鼎の上に立つ労働者本位の社會、關稅收入を以つて歳入の主要な財源とせざるをえない財政、官業收入に比して官業經費の多い能率の低下等を指す。この點は既に詳論した。

英帝國ブロック内の地位の特殊性とは、英本國に結びながらそして別表のように、濠洲の輸出の半ば近くを英本國に輸出しながら、その主要輸出品羊毛の

6) Official Year Book, No. 27, 249—250.

## 濠洲羊毛の輸出先

輸 出 先	1909—13 五ヶ年平均	1929—30	1930—31	1931—32	1932—33	1933年迄 五ヶ年平均
英 本 國	10,608,967 <sup>磅</sup>	12,648,045 <sup>磅</sup>	10,257,653 <sup>磅</sup>	11,841,995 <sup>磅</sup>	11,479,970 <sup>磅</sup>	13,235,072 <sup>磅</sup>
佛 國	6,494,832	8,075,006	5,473,746	4,004,983	4,996,227	6,884,341
日 本	516,528	4,434,746	6,478,587	7,513,519	7,969,600	7,017,930
獨 乙	5,131,282	4,626,041	4,165,020	3,223,053	4,561,321	4,869,849
米 國	795,328	1,154,433	1,117,533	542,728	337,215	1,007,013

概観日濠問題

顧客先としては近年日本といふ新らたな國があつて、英本國について第二位然かも年々激しき割合で増加しつゝあつて、無下には退けがたき縁の結ばれ始めたこと、夫れによつて英本國への聯結について他の英諸領と多少とも特殊な地位にあること、殊に英國に聯結する仕方が産業部門によつて、例へば金融部門と羊毛生産部門とで異なること、以上の事が指摘出来る。別表にその數字を見る。<sup>7)</sup>

以上の事情にある故に濠洲は必ずしも日本の要求を一蹴し去るの勇氣はない。況んや日本は時に輸入羊毛の分散、自給策をさへほのめかすに於いてをや。之れ時に屢々日濠關係の好轉を傳へる所以である。然かし又た前述の濠洲自身の經濟事情は斷ち難いまでに英本國との間を繋いで居る。前述のやうに年々の對外支拂勘定決濟の爲には巨額の起債を必要としたが、夫れは左の通り倫敦で調達され、<sup>8)</sup>その利拂は公私の債務を合せて別表のように莫大な額に上る。<sup>9)</sup>

論者は日加會商が、通商擁護法の發動するや忽ちにして解決したるに思ふて、實家の傳刀走らすべきを説く、濠洲羊毛の輸入牽制の旗を振り

7) Official Year Book, No. 27, p. 546.  
8) Official Year Book, No. 27, p. 404.  
9) Ibid., 874.

外 起 債 額 (毎年6月30日現在)

	1929	1930	1931	1932	1933
倫敦	142,630,573 <sup>磅</sup>	150,746,148 <sup>磅</sup>	157,438,806 <sup>磅</sup>	158,775,930 <sup>磅</sup>	158,642,224 <sup>磅</sup>
紐約	17,155,718	17,155,718	17,155,718	17,155,718	16,889,983

對 外 利 拂

1928—29	1929—30	1930—31	1931—32	1932—33	1933—34
千磅 37,474	千磅 38,021	千磅 36,570	千磅 31,669	千磅 30,987	千磅 30,500

かざして。然しながら等しく英帝國ブロックに屬すとは云へ、加奈陀の地位は濠洲とは全く異なる、夫れは政治的には英帝國ブロックに屬しても、經濟地理學的には北米合衆國ブロックに屬する、謂ゆる「地域錯誤」の典型である。<sup>10)</sup>

然かしながら問題を解く鍵は既に問題の中に潜む。前述の英帝國ブロックへ結ぶ仕方の強弱が夫れである。即ち英本國の資本の下に支配さるゝ諸産業部門と、直接には英國金融資本に結ばざるそしてより多くは消費者といふの利害を感じる原始牧業者並びに一般消費者の部門との勢力關係が此の問題を動かす要因となる、第二章に掲げたる緬羊業者の代表者と英本國の代辯者との問答が夫れである。

かくて問題は日本の進出と英帝國ブロックの防衛といふ意味で、太平洋を中心とする日英の爭覇——夫れの濠洲での現はれ——之れが現在の日濠問題の基本的姿であつて、日々の問題の好轉惡化はその現象形態にすぎない。而して既に指摘したよう

10) 高橋次郎・新經濟地理學、昭和十一年刊 p. 76.

に此の限りに於いて日濠問題はありふれてゐる。然かし此の問題で假りに英本國が後退したとしても、尙ほ濠洲聯邦自身の内部事情の残ること前述の如くである。此處に日濠問題の最後の特殊性が潜む。

畢竟するに日濠問題の究極は“White Australia” Policy に立てこもる濠洲自身の矛盾の發現であり、<sup>11)</sup>此の矛盾は發展して夫れ自からに行く途を開くであらう、この意味に於いて日濠問題は他の諸國との通商問題と異なる相をもつ。同時に日濠問題は、日本の貿易の將來に新たな示唆を與へつゝある、夫れは輸出に於ける新たな精神と輸入に於ける何等かの統制の必要を教へつゝある。夫れは獨り日濠問題に限らない、いな日本の世界經濟に於ける現狀が夫れを必要としておるのであつて、日濠問題は其の契機たるにすぎない。このように觀るとき、日濠問題を眞に理解するためには日濠間の歴史の——そして世界の歴史の——眞の理解が必要とせられる。

(一九三六・五・三一・南洋アンガウル島にて)

11) E. Shann, Ibid., p. 362.